

公益財団法人日本セーリング連盟
総務委員会関係諸規程

3	職務規程	規程	総務委員会	2001.04.01
4	運営規則	規則	総務委員会	2009.01.24
5	会議運営ガイドンス	ガイド ンス	総務委員会	2001.05.27
6	委員会運営ガイドンス	ガイド ンス	総務委員会	2009.10.19
7	評議員会運営ガイドンス	ガイド ンス	総務委員会	2012.06.01
8	全国代表者会議運営ガイドンス	ガイド ンス	総務委員会	2011.11.19
9	理事及び監事候補者推薦手続規則（内規）	規則	総務委員会	2012.01.21
10	理事及び監事推薦候補者管理委員会運営ガイ ダンス	ガイド ンス	総務委員会	2012.01.21
11	評議員の選定委員会運営規程	規程	総務委員会	2012.05.26
12	会員に関する規程	規程	総務委員会	2012.04.01
13	寄附金等取扱規程	規程	総務委員会	2012.04.01
14	資産運用規程	規程	総務委員会	2012.04.01
15	情報公開規程	規程	総務委員会	新設
16	個人情報保護に関する基本方針 個人情報管理規程 連盟が業務上保有する個人情報の利用目的	規程	総務委員会	新設
17	リスク管理規程	規程	総務委員会	新設
18	公益通報者保護規程	規程	総務委員会	新設
19	コンプライアンス規程	規程	総務委員会	新設
20	役員等の報酬・退職金及び費用に関する規程	規程	総務委員会	2012.04.01
21	印章規程	規程	総務委員会	2003.04.05
22	文書取扱規程	規程	総務委員会	2007.11.26
23	事務局処務規程	規程	総務委員会	2003.04.05
24	連盟マークの使用規程	規程	総務委員会	2003.04.01
25	名刺の作成基準	基準	総務委員会	2009.04.02
26	契約規程	規程	総務委員会	2003.04.05
27	職員就業規則	規則	総務委員会	1998.06.10
28	職員退職金規則	規則	総務委員会	2002.04.01
29	職員旅費規程	規程	総務委員会	2003.05.30
30	ホームページ運用規程	規程	総務委員会	1999.05.20
31	表彰規程	規程	総務委員会	2009.11.23
32	表彰規程細則	細則	総務委員会	2009.11.10
33	懲戒規程	規程	総務委員会	2006.07.16
34	小型船舶免許乗船経歴の証明についての規程	規程	総務委員会	2003.06.01
35	スポーツ仲裁に関する規則	規則	総務委員会	新設

公益財団法人日本セーリング連盟

職務規程

第1条 (趣旨)

この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟 (以下、「連盟」という。) が定めた定款に基づき、組織機構と役職の役割をより明確にして事業を遂行するために設ける。

第2条 (理事会の役割)

理事会は連盟が定めた定款第3条 (目的) に沿った事業 (第4条並びに第5条) を行うための最終議決機関であり、執行機関であり、以下に定める事項を行う。

- (1) 理事会は定款第4条並びに第5条に定める事業を行うための委員会を設置することができ、又委員会への委任事項を決議する。
- (2) 理事会は連盟の事業を行う上で必要とされる運営規則の制定、改廃を審議し決議する。
- (3) 理事会は常任委員会を設置し、次回理事会開催までの間の緊急を要する問題の業務執行を委任することとし、常任委員会は必要に応じ当該業務執行について理事会に報告しなければならない。
- (4) 理事会は常任委員会に連盟事業に対する政策立案を委任することとする。
- (5) その他、理事会は定款第30条に定める本連盟の業務に関する重要な事項を決議し、執行する。

第3条 (役員の決裁)

定款第23条 (理事の職務及び権限) 及び第24条 (監事の職務及び権限) に定められた役員の責務を果たす為の業務の決裁を適切且つ迅速に行う為に、決裁規程を別に定める。

第4条 (常任委員会の役割)

常任委員会は、副会長、専務理事、常務理事、及び業務担当理事等、会長の推薦委嘱されたメンバーで構成され、理事会は以下の業務を常任委員会に委任することとする。

- (1) 理事会への提案議題の整理、検討
- (2) 各委員会に対する日常業務の指導
- (3) 各委員会の事業執行及び評価の実施と理事会への報告
- (4) 連盟事業の推進状況の把握と理事会への報告
- (5) 連盟の長期政策の検討、理事会への提案
- (6) 運営規則の制定、改廃の提案
- (7) その他、理事会から委任された業務

第5条 (専門委員会の運営)

定款第38条に基づき設置された専門委員会の運営は、下記の通りとする。

- (1) 専門委員会は、理事会で決定された政策に基づき、実行計画作成及び実行、関連規則の作成、評価の取りまとめを行う。
- (2) 各委員会は、委員長、副委員長と必要最小限の委員で構成し、事務局を置き、議決には担当理事の出席を原則とする。
- (3) 会計処理については、別に定める経理事務規程、決裁規程により行う。
- (4) その他、理事会から委任された業務を行う。

第6条 (連盟事務局の運営)

事務局の運営は、事務局長が会長の方針に従い連盟事務を掌理し、事務局次長は事務局長を補佐

- し、その職務を代理する。
- 2 運営については連盟文書取扱規程、連盟経理規程、連盟印章規程、連盟旅費規程、連盟事務局処理規程に従う。
 - 3 事務局員には、業務分担を明確にして業務遂行に当たらせる。

附則

1. この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。
2. 本規程は、平成24年12月 8日の理事会において改訂決議し、即日施行する。

公益財団法人日本セーリング連盟 運営規則

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の管理運営については、連盟定款によるほか、この規則によることとする。

第2章 組織

第2条 (団体の連盟への加盟)

定款第39条に定めるところにより連盟に加盟する団体は、本規則第3章に定める必要な事項を満たすことによって加盟団体となることができる。また第4章に定める必要な事項を満たすことによって特別加盟団体となることができる。連盟は、加盟団体並びに特別加盟団体から加盟団体負担金を徴収することができる。

第3条 (連盟会員登録)

本連盟の目的に賛同し、本連盟へ直接、あるいは加盟団体若しくは特別加盟団体を通じ加盟登録し所定の会費を納める個人は、本連盟の会員となることができる。

- 2 連盟は、連盟の会員登録者に対し会員カードを発行する。
- 3 連盟への会員登録は、自動的に次年度へ継続されることとし、会員登録を脱退しようとする場合には、書面にて年度末3月31日までに届け出ることとする。
- 4 会員は原則として、継続の場合には年度4月末までに、新規登録の場合は翌月10日までに連盟に会費を納入しなければならない。
- 5 連盟は、会員が会費を支払期限の6ヶ月を越えて支払わなかった場合、会員登録を取り消すことができる。
- 6 連盟に会員登録をした者は、連盟の定めるルール、運営規則および連盟の決定事項を遵守しなければならない。
- 7 連盟は、会員が連盟の規則、決定事項の遵守を怠り、また連盟の名誉を著しく傷つけた場合、理事会の決議を経て会員登録を取り消すことができる。
- 8 会員が連盟へ納入する会費は、別表1に定める金額とする。

第3章 加盟団体

第4条 (加盟団体)

加盟団体が連盟に加盟するための条件は、次の通りとする。

- (1) 都道府県連盟は、それぞれの都道府県において単一であることとする。
- (2) 定款に定める外洋帆走艇を統括する団体とは、外洋帆走活動を統括する水域の団体とする。
- (3) 加盟団体に所属する者は、全員連盟の会員として登録をしなければならない。
- (4) 加盟団体の所属会員数は、原則として20名以上であることとする。

第5条 (加盟団体の義務)

加盟団体は、次の各号を実施するものとする

- (1) 加盟団体は、毎年5月末までに前年度の事業および決算ならびに当該年度の役員の構成、連盟に報告する。
- (2) 加盟団体は、毎年3月末日現在における所属会員名簿を、翌年4月末日までに連盟に報告

する。

- (3) 加盟団体に所属する連盟会員の会費の徴収業務は、連盟から加盟団体への委任事項とし、連盟へ遅滞無く収めることとする。
- (4) 加盟団体は、毎年4月末までに別表2に定める負担金を連盟に納めなければならない。
- (5) 加盟団体のうち法人格を有する団体は、正規の会計監査を受けたあと連盟に報告するものとする。

第6条 (加盟団体の脱退)

加盟団体が連盟を脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を連盟へ提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 加盟団体が第4条の条件を失い、もしくは第5条の義務を怠り又は加盟団体として不適当と認められた場合には、理事会は4分の3以上の決議と評議員会の同意を得て、加盟団体の資格を取り消すことができる。但し、議決の前に当該加盟団体に対し弁明の機会を与えるように努めなければならない。

第4章 特別加盟団体

第7条 (特別加盟団体)

特別加盟団体は、艇種別団体、クラブ等の団体、その他の階層別にその活動を行う団体とする。

第8条 (艇種別特別加盟団体)

艇種別特別加盟団体が連盟に加盟するための条件は、原則として次のいずれかとする。

- (1) 国際セーリング連盟が認めたクラス協会で、国際クラス協会に登録された国内協会であること。
- (2) 国際クラス協会に登録されていない場合で、5艇以上の登録所属艇を有し、連盟に会員登録をした所属会員が、他の加盟団体・特別加盟団体から連盟へ重複登録する会員も含め20名以上であること。
- (3) 国内クラスで10艇以上の登録所属艇を有し、連盟に会員登録をした所属会員が、他の加盟団体・特別加盟団体から連盟へ重複登録する会員も含め20名以上であること。

第9条 (艇種別特別加盟団体の運営)

艇種別特別加盟団体の運営等については、次の通りとする

- (1) いずれの団体においても会則、会員名簿およびクラスルールをもち、会計処理などは必要な諸規則に基づいて行われ、年度別事業報告及び決算報告が正しくかつ健全な運営が行われていること。
- (2) 同一の艇種別団体が、複数存在してはならない。

第10条 (クラブ等の団体)

クラブ等の団体が連盟に加盟するためには、次の各項を満たさねばならない。

- (1) セーリングスポーツおよび関連する事業の普及活動に関し特定の目的を有し、その目的に賛同する会員によって構成されていること。
- (2) 当該団体の会則に基づき健全な運営が行われ、会員の意見が反映されるような組織構成になっていること。
- (3) 会計処理などは必要な諸規則に基づいて行われ、年度別事業報告及び決算報告が正しく行われていること。
- (4) 連盟に会員登録した所属会員が、他の加盟団体・特別加盟団体から連盟へ重複登録する会員も含め20名以上であること。

第11条 (階層別特別加盟団体)

階層別特別加盟団体は、学生ヨット、高体連、実業団等 独自の目的を持って、会則、会員名簿を持ち、ルールに基づく競技、もしくはイベントを開催する団体とする。

- 2 会計処理などは必要な諸規則に基づいて行われ、年度別事業報告及び決算報告が正しく行われ、健全な運営が行われていなければならない。
- 3 連盟に会員登録した所属会員が、加盟団体・特別加盟団体から連盟へ重複登録する会員も含め20名以上であること。

第12条 (特別加盟団体の義務)

特別加盟団体の義務については、第3章第5条及び第6条各号を準用するものとし、文中加盟団体をすべて特別加盟団体と読み替える。

第5章 理事会の組織、業務

第13条 (常任委員会の設置)

理事会に常任委員会を置き、理事会の円滑運営のために審議事項の整理を行う他、特別委員会設置の検討及び緊急事案の処理を行なう。

第14条 (委員会等の設置及び廃止)

連盟は、定款第38条に基づき専門委員会を設置し、これを廃止することができる。各委員会の設置は原則として2年間とし、2年毎に理事会で継続若しくは廃止を検討する。
又、各委員会は必要に応じて小委員会を設置、若しくは廃止することができる。

第15条 (委員長及び副委員長)

専門委員会に、それぞれ委員長1名、副委員長若干名を置く。

- 2 委員長、副委員長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし再任を妨げないが、委員長については原則として連続3期を超えて同一委員会の委員長に就任しない。又、任期途中で交代は残任期間とする。
- 4 委員長は、当該委員会の委員を指揮監督し所管業務を遂行する。副委員長は、委員長を補佐して所管業務を遂行する他、委員長に事故ある時は、理事会の承認を得てその職務を代行する。
- 5 委員長は必ずしも理事である必要はなく、理事会の要請がある場合には、所管業務について報告を行い、又、他委員会業務に関して随時連絡又は助言を行なう。

第16条 (委員)

委員会に若干名の委員を置く。委員は、委員長と会長が推薦し、理事会の同意を得て会長が委嘱する。小委員会の委員長、委員については、専務理事が委嘱する。

第17条 (委員会の役割と運営)

各委員会は、別表3に記載する業務内容を遂行するため、以下に権限と委任事項を明記する。

- (1) 委員会の事業計画と予算要求並びに事業内容とその効果については、常任委員会で調整の上理事会に提出される。
- (2) 各委員会は、理事会で決定された政策に基づき、実行計画書作成、関連規則の作成、評価の取り纏めを行なう。
- (3) 委員会の構成は、15名以内を基準として抑制と均衡が保たれた委員構成とし、必要に応じて小委員会を設置することができる。
- (4) 原則として委員会毎に事務局を置き、資料の作成、コピー、議事録等の配布処理をし、業務処理内容等についても連盟事務局と調整して遂行する。
- (5) 委員会の会計処理については、別途定める連盟経理規程、経理事務規則、決済規程による。

第18条 (最高審判委員会の組織と業務)

最高審判委員会は、定款第41条に基づき会長の直屬機関として設置し、理事会とは独立して職権を行使する。ただし業務執行状況及び決定事項は、都度会長に報告し理事会へ通知される。

- 2 本委員会は、委員長1名と若干名の委員で構成し、委員長は委員の互選により選出する。委員の任期は2年とし、委員長の連続就任は行なわないものとする。
- 3 本委員会の委員は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 4 本委員会は、委員長が必要と認めたときに随時召集し、委員長が出席できない場合もしくは、委員長が選任されていない場合は、委員の中から座長を選出して会議を行なう。
- 5 本委員会の事務局長は、ルール委員会委員長が任にあたり、委員会業務執行に必要な事務を行なうとともに、関係書類の整理保管を行なう。

第19条 (最高審判委員会の役割と運営)

最高審判委員会の業務及び運営は、連盟最高審判委員会規則に則り遂行する。

第6章 賛助会員

第20条 (賛助会員)

連盟の目的に賛同し連盟の事業を援助する個人または法人で、所定の手続きを経て理事会の承認を得た者は、賛助会員となることができる。

第21条 (賛助会員の義務)

賛助会員は別に定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は自らの申し出により資格を喪失したとき、または理事会の決議により登録が抹消されたとき資格を失う。
- 3 賛助会員は連盟の発展のために協力するとともに、連盟の規則、決定事項を遵守しなければならない。

附則

1. 本規則は、平成15年 4月 1日より施行される。
(ただし第9条クラブ等の団体については、平成14年 4月 1日より施行。)
2. 平成20年 3月16日改正
3. 平成21年 1月24日改正
4. 平成24年12月 8日現在、連盟の加盟団体、特別加盟団体は別表4のとおりであり、各コードは連盟が事務管理上、各団体に付与した管理番号である。
5. 平成24年12月 8日改正

別表1 メンバー登録料

一般会員	年 6,500円	(平成21年度から)
大学生	年 5,500円	(原則加盟団体から登録)
高校生	年 2,000円	(機関誌は所属団体送付)
ジュニア	年 1,500円	(機関誌は所属団体送付)

施行日 平成21年 3月15日

別表2 団体負担金基準

		基 準		備 考
加盟団体	都道府県連 外洋水域団体	メ ン バ ー 数		
		300名以上	300名未満	
		50,000円	40,000円	
特別加盟団体	階層別団体	団 体 別 設 定		
		3団体*1	その他団体	
		40,000円	30,000円	
	艇種別団体	艇 数		
		7団体*2	その他団体	
		40,000円	30,000円	
	ク ラ ブ	レ ー ス 主 催 権		
		国際レース主催権	全日本レース等	
		40,000円	30,000円	
休 眠 団 体		10,000円		

備考 *1 全日本学連、全日本実業団、日本ジュニア連盟

*2 470、スナイプ、シーホース、OP、FJ、レーザー、シーホッパー

適用基準 1. 前期末日の該当基準状況により、次期団体負担金とする。
2. 休眠団体負担金は、認定の年度から適用する。
3. 納付された団体負担金は、理由の如何に拘らず返金しない。

施行日 平成20年 3月16日

別表3 委員会業務内容

専門委員会の業務は、次の通りとする。

(総務・広報グループ)

(1) 総務委員会

*連盟の組織及び制度に関する事項。 *加盟団体及び特別加盟団体に関する事項。 *寄附行為その他諸規程に関する事項。 *役員、委員選出関連及びメンバー登録に関する事項。 *職員の給与基準及び勤務態様条件に関する事項。 *連盟表彰、外部表彰に関する事項。 *連盟業務のIT化による組織効率向上に関する事項。 *社会のデジタル化に対応出来る研究に関する事項。 *その他特命事項。

*どこの委員会にも属さない業務に関する事項。 *その他特命事項

(2) 財政委員会

*収支予算並びに決算に関する事項。 *その他特命事項。 *財政健全化全般に関する事。
*その他特命事項。

(3) 事業委員会 (事業開発委員会、広報委員会、環境委員会)

(事業開発委員会)

*事業用品の開発、調達及び販売 *他委員会の所管に属さない事業の企画並びに実施に関する事項。 *メンバー及び主催者保険に関する事項。 *その他特命事項。

(広報委員会)

*広報計画の立案、実施。 *広報用各種資料の作成、配布。 *記者クラブとの連絡調整。
*プレスリリースの実施。 *連盟の機関誌等出版物の編集及び発行に関する事項。
*壮行会などの運営企画、その他の特命事項。

(環境委員会)

*セーリング競技大会等における環境保全に関する事項。 *会員の環境意識高揚策に関する事項。
*環境キャンペーン協賛企業の確保に関する事項。 *その他特命事項。

(4) レディース委員会

*女性セーラーの増加、普及に関する事項。 *JOCウーマンズ委員会、トータルオリンピック
レディース委員会等女性会議に関する事項。 *セクシャルハラスメント等女性の人権に関する
事項。 *その他特命事項。

(競技推進グループ)

(5) ルール委員会

*セーリング競技規則(RRS)同付則、連盟規程その他関連規則(ISA F規定含む)の解釈・
研究並びに適用或いは改正提案に関する事項。 *抗議処理要項、公式競技運営要領等の作成に
関する事項。 *最高審判委員会の事務に関する事項。 *ナショナルジャッジ、ナショナルア
ンパイア制度の管理、その認定及びインターナショナル・ジャッジ、ナショナルアンパイアの推
薦、並びに公式レースにおけるプロテスト委員等の派遣に関する事項。 *公式レースにおける
抗議書の整理・保管に関する事項。 *ジャッジ、アンパイア並びにルール講習会に関する事項。

*セーリング等の広告に関する事項。 *最高審判委員会の権限に属する事項を除く審判に関する
事項。 *その他の特命事項。

(6) レース委員会

*レースオフィサーの認定に関する事項。 *公式レースにおけるレースオフィサーの派遣、イン
ターナショナルレースオフィサーの推薦に関する事項。 *レースオフィサー及び志願者に対す
る教育や検定講習会、セミナーに関する事項。 *レースマネージメントに関するマニュアルや
トレーニングキッド、レースオフィサー申請書などの管理、保管及び更新に関する事項。

*レースオフィサーによるRRS, ISA F規定等の規則適用と解釈を推進する為のプログラムの
管理に関する事項。 *連盟が主催するレースの企画・運営等に関する事項。 *加盟団体又は特

- 別加盟団体が主催するレースに対する指導及び協力等に関する事項。 *レース開催、運営に対する助言及び支援に関する事項。 *その他特命事項。
- (7) ODC計測委員会
*ディンギークラスメジャラーの育成、認定、管理に関する事項。 *セーリング装備規則 (ERS) その他関連規則の解釈並びに適用、或いは改正、及びその講習会の実施に関する事項。
*計測制度の安定的運用態勢の構築に関する事項。 *各クラス協会等との連絡、調整に関する事項。 *計測及び登録規則の管理運用に関する事項。各クラス協会に於ける艇計測実施の管理指導に関する事項。 *インターナショナル・メジャラーの推薦に関する事項。 *公式レースに於ける計測の実施及びメジャラーの派遣に関する事項。 *その他特命事項。
- (8) 指導者委員会
*加盟団体、特別加盟団体の指導育成に関する事項。 *公認指導員及び公認コーチ育成の講習会の開催及び認定並びに登録管理に関する事項。 *バッジテスト制度の運用及び安全管理に関する事項。 *検定に於ける学科及び実技試験並びに認定に関する事項。 *検定の適正化と検定員の審査及び資質高揚並びに認定事務に関する事項。 *教育機関等のセーリング指導に関する事項。 *安全指導者の養成及び講習会に関する事項。 *その他の特命事項。
- (9) 国際委員会
*国際セーリング連盟 (ISAF) 及びアジアセーリング連盟 (ASAF) 等国際会議に関する事項。 *国際的なセーリング情報の収集及び日本の情報発信に関する事項。 *海外各国協会 (MNA) との友好関係の構築、強化、交流計画に関する事項。 *加盟団体特別加盟団体が開催する国際レースに対する指導、助言、協力に関する事項。 *その他特命事項。
- (10) 医事・科学委員会
*アンチ・ドーピングに関する事項。 *アンチ・ドーピング思想の啓蒙に関する事項。 *競技会における救護に関する事項。 *公認スポーツドクター、公認トレーナーに関する事項。
*トレーニングに関する事項。 *選手の栄養に関する事項。 *その他特命事項。
- (11) ドーピング裁定委員会
*ドーピング違反事件発生時の対応に関わる事項。
- (普及強化推進グループ)
- (12) ユース制式艇種検討プロジェクト
*ユース世代の制式艇種普及に関する事項。 *普及レースの開催。 *420艇の一括調達及び各県連、水域ヨットクラブ、高校への払い下げ事業の推進
- (13) 普及委員会
*日本財団補助事業に基づく普及レース及び安全指導に関する事項。 *指定管理者制度に関する事項。 *その他特命事項。
- (14) 国体委員会
*国民体育大会セーリング競技の準備並びに運営。 *セーリング競技開催都道府県並びに当該セーリング連盟に対する指導、助言、協力に関する事項。
*セーリング競技の将来構想に関する事項。 *日本体育協会及び同国民体育大会委員会並びに国民体育大会セーリング競技一般に関する事項。 *その他の特命事項。
- (15) オリンピック特別委員会
*オリンピック代表選手の選考事業に関する事項。 *オリンピック選手の競技力向上に関する事項。 *JOC、スポーツ振興基金に関する事項。 *その他特命事項。
- (15) ジュニア・ユース育成強化委員会
*世界に通用する次世代の選手の育成と強化に関する事項。 *青少年 (ジュニア、ユース) のユース世界選手権への派遣に関する事項。 *IOCユース五輪の強化と選手派遣に関する事項。
*日本に於けるジュニア、ユース世界選手及び国際選手権の誘致と開催に関する事項。
*その他特命事項。

(16) ジュニア・アカデミー委員会

*ジュニア・ユース世代、地元指導者・保護者を対象としたシーマンシップ啓発、海上活動環境の構築に関する事項。 *指導者バンクの設置と登録対象者指導者研修会の開催に関する事項。 *ジュニア・ユースクラブ等への講師派遣等に関する事項。 *その他特命事項。

(17) キールボート強化委員会

*国内におけるキールボートの普及、活性化に関する事項。 *世界に通用する選手、チームの強化、育成環境の構築に関する事項。

(18) オリンピック招致委員会

*2020年東京オリンピック。パラリンピック招致運動に関する事項。

(外洋艇推進グループ)

(19) 外洋総務委員会

*外洋艇活動に関する諸規則の整備に関する事項。 *ヨットハーバー施設に関する国土交通省など、諸官庁に対する折衝及び情報の収集に関する事項。 *その他の特命事項。

(20) 外洋計測委員会

*外洋艇の計測、登録、証明、管理に関する事項。 *レーティングの運用に関する事項。

(21) 外洋安全委員会

*外洋艇全般の安全、技術の向上に関する事項。 *VHF無線局の維持、船舶関連通信機器・法令の情報収集に関する事項。

(22) アメリカズカップ委員会

*アメリカズカップ等、大型艇によるトップレースへの挑戦に関する事項。 *協力者の開拓に関する事項。 *その他特命事項。

別表4

加盟団体・特別加盟団体コード一覧表

県連コード番号

001 北海道	013 東京	025 滋賀	037 徳島
002 青森	014 神奈川	026 京都	038 愛媛
003 岩手	015 山梨	027 大阪	039 高知
004 宮城	016 新潟	028 兵庫	040 福岡
005 秋田	017 長野	029 奈良	041 佐賀
006 山形	018 富山	030 和歌山	042 長崎
007 福島	019 石川	031 鳥取	043 熊本
008 茨城	020 福井	032 島根	044 大分
009 栃木	021 静岡	033 岡山	045 宮崎
010 群馬	022 愛知	034 広島	046 鹿児島
011 埼玉	023 三重	035 山口	047 沖縄
012 千葉	024 岐阜	036 香川	

外洋帆走艇団体コード番号

101 北海道	105 東京湾	109 駿河湾	113 西内海
102 津軽海峡	106 三崎	110 東海	114 玄海
103 いわき	107 三浦	111 近畿北陸	115 南九州
104 東関東	108 湘南	112 内海	116 沖縄

特別加盟団体コード番号

201 ソリング	216 K16	231 スター
202	217 ミラークラス	232
203 470	218 ナクラ	233 シードスポーツ
204 フィン	219 シーホッパー	234
205 スナイプ	220 ドラゴン	235 セーリングスピリッツ
206 シーホース	221 420	236 29er級
207 OP	222 J24	237 Melges 24クラス
208 FJ	223 ヨーロッパ	238 ミニトン
209 モス	224 ウィンドサーフィン	239 A級ディンギー
210 505	225 テーザー	240 イングリング
211 ファイアーボール	226 エンタープライズ	241 アクセス
212 レーザー	227 ホビークラス	242 X-35ワンデザイン
213 インターナショナル14フッター	228 模型ヨット	243 IRC
214 トーネード	229	244 オープンビック
215 トッパー	230 49erクラス	245
301 全日本学生ヨット連盟	316 福岡ヨットクラブ	
302 高体連ヨット部会	317 日本障害者セーリング協会	
303 日本ジュニアヨットクラブ連盟	318 日本視覚障害者セーリング協会	
304 全日本実業団ヨット連盟	319 日本学生外洋帆走連盟	
305 全日本自治体職員ヨット連盟	320 京都ヨットクラブ	
306 日本ヨットクラブ連盟	321 琵琶湖ヨット倶楽部	
307 全日本実業団ボードセイリング連盟	322 江の島ヨットクラブ	
308 東京ヨットクラブ	323 徳島ヨットクラブ	
309 日本マッチレース協会	324 石巻ヨットクラブ	
310 日本学生ボードセイリング連盟	325 シーボニアヨットクラブ	
311 淡輪ヨットクラブ	326 八重山ヨットクラブ	
312 関西ヨットクラブ	327 湘南サニーサイドマリナー	
313 大阪北港ヨットクラブ	328 ニッポンセイルトレーニング葉山	
314 南北海道外洋帆走協会	329 横浜クルージングクラブ	
315 葉山マリナーヨットクラブ	330	

本部コード番号・・・050

以上

公益財団法人日本セーリング連盟 会議運営ガイドンス

第1条 (運営ガイドンスの趣旨)

このガイドンスは、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）において、会議を効率良く運営する為のもので、理事会、常任委員会、専門委員会について当てはめられることとする。

第2条 (理事会及び委員会への出席)

会長及び委員長の出席が可能でない時は、指名された副会長もしくは副委員長が代理する。

- 2 理事会において理事が出席できないときは、会長の承認を持って代理オブザーバー出席を認めることとし、オブザーバー出席者は表決に加われない。
- 3 員会への理事の参加は認められることとする。その場合理事は表決に加われない。
- 4 理事会及び委員会へ加盟団体もしくは特別加盟団体からオブザーバー参加を希望する場合には、それぞれ会長もしくは委員長の承認を持って認められる。その場合には、議長から求められない限り、発言を許されない。
- 5 通常理事会、臨時理事会を含め、理事本人の欠席が連続3回以上になる場合には、会長にその理由を文書で提出することとし、以降も出席が不可の場合、理事は特別の理由を除いて、進退を会長と相談することとする。（書面表決もしくは委任状が出された場合には出席と見なす。）

第3条 (議題の区分)

委員会もしくは理事からの議題の提出は、基本的に理事会開催前2週間前とし、常任委員会での緊急性や内容の不備について検討される。

- 2 各委員会からの議題の提出にあたっては、報告事項、協議事項、議決事項の区分を明確にすること。
- 3 報告事項とは 委員会に委任された事業計画の進捗状況等、報告事項で協議、議決を求めないもの。報告書類の事前配布は必ずしも必要としない。
- 4 協議事項とは 理事間で意見を交わすもので、すぐさま議決を必要とせず、議論検討する事項。関連書類の事前配布を必要とする。
- 5 議決事項とは理事会の最終意思を決定することであり、意思決定の為の十分な資料、評価が完了し、その書類は事前に配布されていなければならない。又何を議決するのか、明確に表記されていること。
- 6 理事もしくは委員会からの議題のほか、加盟団体、特別加盟団体からの議題も受け付け、以下の通りの手続きに従うこととする。

第4条 (理事会への議題提出)

理事会における議題の提案者は、以下の通り。

- 1) 加盟団体もしくは特別加盟団体
- 2) 専門委員会
- 3) 理事
- 2 提案される議題は、団体においては提案を行う団体の長：専門委員会においては委員長、副委員長：理事においては提案責任理事、をもって連盟本部事務局長宛に提出することとする。又提案される議題は、原則としてタイプされた書面を郵送、FAXもしくはインターネットにおけるE-Mailで提出する。
- 3 議題提案については、現在は如何になっているのか、どのような提案をしたいのか、その理由、を明確に記述すること。

- 4 提案された議題は常任委員会、もしくは専門委員会で審議された後、理事会に提出される。
- 5 提案議題が関連専門委員会にかかわる事項で、理事会から審議を専門委員会に求めた場合には、定められた期間までに専門委員会の審議結果を理事会に報告する。関連専門委員会がない場合には、会長より指名された理事が事前調査し、次回理事会項目として提出される。
- 6 緊急な議題提案については、会長による臨時理事会が召集される。その場合においては、原則として理事会開催予定日の最低1週間前までに、全理事に対しその議題のコピーを配布する。
- 7 理事会において I S A F 関係提案事項になる場合は、5月末までに国際委員会と各専門委員会で、I S A F への Submission (英文) としてまとめ、6月末日までに常任委員会に提出、審議の後 I S A F へ発送する。他の国際関連事項については、理事会へ必要に応じ報告されることとする。
- 8 理事会においては、議題提案者もしくは責任団体の長が説明を求められる。提案議題が専門委員会で審議された場合は、専門委員会の長もまた、理事会への説明責任をもつ。
- 9 専門委員会における事前審査の結果に対し、理事会の表決の結果が優先されることとする。
- 10 理事会最終結論は、議題提案者もしくは議題提案団体、もしくは委員会に、2週間以内にその結果と、否決の場合にはその理由を含めて、連盟の会長もしくは副会長から回答されることとする。
- 11 理事会は、理事会の議事について議事録を作成しなくてはならない。議事録案の段階で指名された理事が確認、必要あれば修正の上正式なものとして記録され、要約を機関紙もしくはインターネットで会員に報告される。

第5条 (会議における議論の基本ルール)

- 議長は、会議のメンバーに対し意見の発言を求める。
- 2 意見あるメンバーは、挙手により議長に発言を求め許可を得た上で、議長に対し所見を述べる。又発言は簡潔に、重複を避け議題の範囲を超えてはならない。
 - 3 議長から求められるまでは、他のメンバーは発言してはならない。
 - 4 議長は、発言内容が著しく適切を欠く場合には注意し、発言を中止させることができ、議事録から削除することができる。
 - 5 メンバーの意見が出揃った所で、議長の指示により議題提案者に1回の反論、又は原案の修正意見の発表の機会が与えられる。
 - 6 修正の動議は、過半数の賛成を得られた場合これを議題とすることができ、原案は否決されたものとする。
 - 7 議長は、必要と認めたときは討論終結の動議を提出でき、動議に対し直ちに表決することとする。
 - 8 最後に表決が行われる。表決は挙手によって行われ、同数の場合議長が決定票を持つ。又議長は可決か否決かを明確にすると共に、再検討の場合は再検討の部分の明確にしなければならない。
 - 9 会議において協議事項、議決事項として予め提出されているものではなく、議論の経過などから新たに理事もしくは委員から動議される議題は、議長に発言を求め、その趣旨説明から始まる。
 - 10 動議の発言者の説明の後、議長判断で疑問点や不明の論旨に対してメンバーに発言が許される。
 - 11 その内容が討議する価値ありとする過半数以上の賛成を得られない場合は、議題として取り上げられ議論されることはない。

付則

1. このガイダンスは 平成13年 5月27日から施行される。
2. このガイダンスは、平成24年12月 8日から改正施行される。

公益財団法人日本セーリング連盟 委員会運営ガイドンス

第1条 (専門委員会の設置及び廃止)

公益財団法人日本セーリング連盟 (以下、「連盟」という。) は、定款第38条に基づき専門委員会を設置することができる。また、連盟は、必要に応じて各種の専門委員会等を改廃することができる。

- 2 各委員会の設置期間は、原則として2年間とし、2年毎に理事会において継続するか廃止するか検討することとする。
- 3 各専門委員会は、必要に応じて小委員会を設置もしくは廃止することができる。
- 4 専門委員会及び特別委員会の構成は、連盟運営規則別表3のとおりとする。

第2条 (委員会委員長、副委員長)

各委員会にそれぞれ委員長1名、副委員長若干名を置く、委員会の委員は、理事会の同意を得て会長がこれを委嘱する。

- 2 委員長、副委員長の任期は2年間とし、再任を妨げないが、委員長については原則として連続2期を超えて同一委員会の委員長に任命されないよう配慮する。また、任期の途中でも交代することができるものとするが、残任期間をもって1期とする。
- 3 委員長は、当該委員会の委員を指揮監督し所管の業務を遂行する。
- 4 委員長は、必ずしも理事である必要はないこととする。
- 5 委員長及び担当理事は、理事会もしくは評議員会の要請がある場合には、理事会もしくは評議員会に出席して所管業務について報告しなければならない。また、委員長及び担当理事は、理事会もしくは評議員会の議長の許諾を得て意見を述べることができる。
- 6 任期中の委員長の交代は、理事会の決議によることとする。

第3条 (委員)

委員は、委員長と会長が推薦し、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

- 2 小委員会の委員長、委員については、専務理事が委嘱する。

第4条 (委員会の役割と運営)

各委員会は、所掌内容を明確にするための権限と委任事項についての文書を作成し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 委員会の事業計画は、予算要求とともに、事業内容とその効果についても詳細に記述し、常任委員会で調整の上、理事会に提出される。
- 3 委員会は、理事会で決定された政策に基づき、実行計画の作成、関連規則の作成、評価のとりまとめを行う。
- 4 委員会は、理事会に対し、自ら政策上の提案を行うことができる。
- 5 連盟に提出された提案議題に対して、理事会から要求がある場合には、その関連専門委員会は、内容を審議し、結果を理事会に報告しなければならない。
- 6 委員会は、理事会から委ねられた規則等について、内容の保守と解釈に責任を持ち、加盟団体、特別加盟団体会員への配布、教育、周知徹底を担当する。また、委員会は、規則等の変更、改訂については、理事会の承認を得なければならない。
- 7 各委員会は、ISAF及び関係各国から発行、連絡される規則、ガイドンス、連絡情報等に対する意見、提言及びその解釈を理事会に報告する。ISAFへの提言、提案(サブミッション)は、各委員会が毎年7月中旬を目途に作成する。また、ISAF各委員会での意見、討議への参加は、連盟より代表される各ISAF委員に依頼されるものとする。
- 8 国際関係を含む外部団体、政府機関などに対する連盟を代表する意見の委譲については、連盟規

則規程の変更を伴わない範囲で委任されることとし、重要案件に対しては、理事会へ報告もしくは議決を求めることを基本とする。

- 9 委員会の構成は15名以内を基準とし、抑制と均衡が保たれた委員構成を形成することとし、必要に応じて小委員会を設置することができる。
- 10 委員会は、委員会開催の議題と日時場所を公示し、担当理事以外の理事の出席も認めることとする。議決には担当理事の出席を原則とする。委員会は、議事録作成の義務を有し、閲覧できるようにしなければならない。
- 11 必要に応じ、担当理事を中心に部門別委員長会議や部門間連絡会議の開催も認められるが、討議事項を記録し公開する。
- 12 基本的には、委員会ごとに事務局を置き、資料の作成、コピー、配布、議事録の配布等について各委員会負担とし、連盟本部事務局の労務負担をできる限り軽減することとする。
- 13 会計処理については、別に定める連盟経理規程、経理事務規則、決裁規程によることとし、例外を認めない。四半期毎に会計報告（記載事項は別途定める）を、担当理事を通じて事務局に提出する。
- 14 予算執行についても、事業計画に基づくとともに、事業計画評価、支払い発生前評価、事後評価を行うこととする。その評価については、委員から提出された評価資料に基づき常任委員会が行う。年度末には、事業報告とともに収支報告書を常任委員会に提出し、事業の効果の評価を受ける。委員会毎に、事業進捗がチェックできる帳票、事業毎に1枚のシートで予算、見積もり、発注、支払いのチェックができる帳票を作成する。
- 15 特に、専門性の高い委員会においては、その業務を外注契約として発注することを認めるが、その発注について公募と競合見積もりを基本とする。
- 16 委員会会議開催公示、議事録交付は、できるだけインターネット連盟ホームページを利用することを基本とし、ホームページを公式公示として使用する。電子メールも公式媒体とする。

附則

1. この委員会運営ガイダンスは、平成13年 5月27日から施行する。
2. この委員会運営ガイダンスは、平成21年10月19日から施行する。
3. この委員会運営ガイダンスは、平成24年12月 8日から施行する。

公益財団法人日本セーリング連盟 評議員会運営ガイドンス

第1条 (運営ガイドンスの趣旨)

このガイドンスは、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）における定款第4章に定められている評議員会の開催と運営を効率的に行うために、関連する事項について取りまとめたものである。

第2条 (評議員会の構成)

評議員会は、定款第15条に基づき、全ての評議員をもって構成する。

第3条 (評議員会の招集)

定時評議員会は、毎年の事業年度が終了する3月31日後3か月以内となる6月中に開催する。

2 評議員会は、定款第18条第1項の規定により、会長が招集する。

3 会長は、評議員会に諮る審議事項について、評議員会開催の2週間前までに審議事項等並びに開催日時、場所等の必要な事項を評議員に通知すると共に、連盟のウェブサイト公表するものとする。

4 加盟団体又は特別加盟団体は、事前に審議事項等について書面で意見を述べる事ができる。その場合、評議員会開催の1週間前までに連盟事務局へ提出するものとする。

5 評議員会の議長は、定款第18条第3項の規定により、評議員会においてその都度互選する。

第4条 (評議員会の決議)

定款第16条（権限）に基づき、決議が必要な事項について審議する。

2 出席評議員数（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く）過半数を持って議決を行う事項は下記の通り。

- ・理事の選任又は解任及び監事の選任
- ・理事及び監事の報酬等の額
- ・評議員に対する報酬等の支給の基準
- ・貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- ・残余財産の処分
- ・その他評議員会で決議するものとして法令又は、定款で定められた事項

3 現評議員数（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く）の3分の2を持って特別決議を行う事項は下記の通り。

- ・監事の解任
- ・定款の変更
- ・基本財産の処分又は除外の承認
- ・その他法令で定められた事項

4 評議員会の議事については、定款に定める特別議決は評議員数の2/3以上、それ以外のものは出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 評議員会は、評議員現在数の過半数以上の者の出席がなければ開会し、議決することができない。また、委任状による出席は認められない。

6 評議員会には、会長又は議長の判断により、委員会委員長等を出席させ、報告を受けるとともに、意見を述べさせることができる。

7 評議員会に出席した委員会委員長等は、議長の許諾を得て、意見を述べる事ができる。

第5条（議事録）

評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 評議員の現在数、出席者数及び出席者氏名。
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、評議員会において選任された議事録署名人2名以上、ならびに会長が署名、押印し、これを保存しなければならない。
 - 3 評議員会は、評議員会の議事録を会議終了後1か月以内に連盟のウェブサイトを通じて公表するものとする。

附則

1. このガイドンスは 平成24年 5月26日に制定され、平成24年 6月 1日から施行される。
2. このガイドンスは、平成24年12月 8日から、改正施行される。

公益財団法人日本セーリング連盟 全国加盟団体代表者会議運営ガイドンス

第1条 (運営ガイドンスの趣旨)

このガイドンスは、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）における全国代表者会議（以下、「会議」という。）の設置とその開催を効率良く進めるために、基本的な事項を取りまとめたものである。

第2条 (会議設置の目的)

全国加盟団体代表者会議は、連盟の業務執行を円滑に行うために設置し、主に以下の事項を実施する。

- (1) 連盟ならびに連盟加盟団体の活動状況や課題認識を共有化しながら、当該年度の事業実施状況や次年度以降の事業計画や予算について、連盟役員ならびに各委員会の責任者と意見交換を行う。
- (2) 連盟理事会が役員候補者を評議員会に推薦するに当たり、会議と連携しながら理事候補の推薦リストを作成する。その推薦手続は、別途、理事及び監事候補推薦手続実施規則により定められる。

第3条 (全国加盟団体代表者会議)

会議は、連盟会長が招集する。

- 2 会議の議長は、全国代表者会議において互選し、任期は2年とする。
- 3 会長は、会議に意見交換事項について会議開催の2週間前までに意見交換事項等並びに開催日時・場所等必要な事項を各加盟団体に通知すると共に、連盟のウェブサイトにて公表する。
- 4 会議開催の目的は、連盟の事業執行に当たって意見交換を行うことであることから会議の定数は設けない。
- 5 会議の構成メンバーは、議長の許諾を得て、意見を述べることができる。
- 6 加盟団体は、会議の意見交換事項について書面で意見を述べるができる。その場合、会議開催の1週間前までに連盟事務局へ提出するものとする。

第4条 (議事録)

会議の議事は、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者数及び出席者氏名
 - (3) 意見交換事項
 - (4) 議事の経過概要及びその意見交換の内容
- 2 議事録は、議長及び連盟事務局が内容を相互に確認のうえ作成する。
 - 3 連盟事務局は、議事録を会議終了後1か月以内に連盟のウェブサイトを通じて公表するものとする。

第5条 (会議の構成メンバー)

本会議への出席者は、各加盟団体から代表者として推薦された者とする。

- 2 業務執行関係者からは、連盟役員、各委員会（通常委員会、特別委員会、特命チーム）の委員長が出席する。
- 3 加盟団体からの推薦代表者ならびに各委員会の委員長が出席出来ない場合には、代理を出席させることが出来る。
- 4 連盟顧問は、オブザーバーとして出席出来る。

第6条 (任期)

メンバーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任されたメンバーの任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第7条 (報酬等)

会議の構成メンバーは、無給とする。

- 2 会議の構成メンバーには、費用を弁償することができる。
- 3 前各号に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第8条 (ガイドランスの改定)

このガイドランスの改定は、理事会の決議を経て行う。

補則

1. この規則に定めのない事項は、理事会が決定する。
2. このガイドランスは、理事会の議決によって平成23年11月19日に制定され、即日施行される。
3. 各加盟団体から推薦される最初の代表者の任期は、平成24年3月1日から平成27年3月31日までとする。
4. 平成24年12月8日改正

公益財団法人日本セーリング連盟
理事及び監事候補推薦手続規則
(理事会内規)

本内規は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）定款第22条第1項に基づく、理事及び監事の選任に関する理事会より評議員会への理事及び監事候補者の推薦手続に関する規程の実施に関して、必要な事項を定めたものである。

第1条（役員候補者の資格）

役員推薦候補者は、前期事業年度末日現在一般会員登録者であることを要する。

第2条（役員の定年）

役員推薦候補者は、就任時に満20歳以上満75歳未満であることを要する。但し、会長ならびに副会長以外の候補者の定年は70歳とし、就任時にこれを超えないこととする。

第3条（役員の任期制限）

会長ならびに全国加盟団体代表者会議から推薦された役員候補者への任期制限を設けない。

- 2 水域による推薦候補者の任期は、1期2年間で最大3期までとする。但し、退任後、1期以上の期間、水域推薦理事として就任していない場合の就任には、新たに上記任期制限を適用する。

第4条（理事並びに監事候補者の推薦方法）

改選される理事推薦候補者については、理事会は、当連盟の活動の継続性及び円滑化を図るため、次の者の理事会に対する推薦者を、評議員会へ理事候補として推薦することを決議することができる。

- (1) 全国加盟団体代表者会議の推薦候補者
 - (2) 水域による推薦候補者
 - (3) 会長による推薦候補者
- 2 前項(1)全国加盟団体代表者会議からの推薦に登録する推薦候補者名簿に掲載するためは、理事、加盟団体から1カ所以上からの推薦が必要である。
- 3 前項(2)(3)の推薦方法は、推薦水域ならびに会長に一任する。
- 4 監事推薦候補者は、被推薦者を会長がとりまとめる。

第5条（役員候補者の推薦数）

役員候補者の推薦者数を、以下のとおり定める。

(1) 理事推薦候補者

定款第21条第1項第1号に定める理事の定数23名～27名内で、各推薦候補者のカテゴリー毎に配分を下記の通りとする。

水域による推薦候補者	13名
全国加盟団体代表者会議の推薦候補者（含む会長推薦候補者）	9名
会長による推薦候補者	5名

(2) 監事推薦候補者

定款第21条第1項第2号による監事の定数1名～3名内で、会長が候補者を推薦する。

第6条（役員候補者の推薦手続）

改選される役員候補者の推薦手続は、それぞれの推薦者が、評議員会の開催30日前までに、会長宛の書面提出により完了されなければならない。

- 2 会長に提出する資料には、氏名、年齢、住所、職業、セーリングに関する経歴、当連盟との関係（現行理事との身分関係を含む）、理事推薦候補者となるに当たっての所信、並びに推薦理由を記載される必要がある。
- 3 役員候補者の会長や各水域からの推薦や、全国加盟団体代表者会議からの推薦投票を行うに当たっては、役員候補推薦管理委員会を設けて、これを行う。連盟事務局は、当該委員会の事務手続きを支援する。

第7条（全国加盟団体代表者会議による理事候補者の推薦手続き）

全国加盟団体代表者会議による理事候補者の推薦手続きを、以下のとおり定める。

（1）理事推薦候補者

- a. 連盟に加盟する各団体の総意によって推薦される。
- b. 理事推薦候補者を選定するに当たり、各加盟団体には、加盟団体の種類、推薦が実施される前年度末日の会員数、加盟団体分担金に応じて、下記の推薦投票権が与えられる。
 - (a)加盟団体
 - 会員数300名以上の団体：3票
 - 会員数300名未満の団体：2票
 - (b)特別加盟団体：1票◎休眠団体には、推薦投票権を付与しない。
- c. 加盟団体からの推薦投票は、役員候補者推薦リストに掲載された人に対して1票づつ行なわれる。同一団体から同一人物に重複した投票がなされた場合は、1票として取り扱う。
- d. 会長候補があった場合には、理事推薦投票のうち、会長候補理事を除く上位8名を推薦候補者とする。
- e. 理事候補者が配分内の場合には信任されたものとし、推薦投票は行わない。

（2）会長推薦候補者

- a. 会長候補については、上記（1）－bとは別に加盟団体、特別加盟団体、各1票を投票し、最も多くの票を得た者を会長推薦候補者とする。
- b. 会長候補者が1名の場合には信任されたものとし、推薦投票は行わない。

第8条（評議員会への推薦）

会長は、第4条乃至第7条により選出された理事推薦候補者及び監事候補者の名簿を作成し、理事会に推薦の決議を求めて推薦を可とする決議を得た場合は、これを評議員会に推薦する。

第9条（評議員会議決との関係）

本規則は、評議員会の議決を制約するものではなく、また評議員会が独自の方法で理事及び監事候補を求めることを防げるものではない。

第10条（役員候補者の推薦手続きスケジュールの概要）

役員候補者の推薦は、評議員会の開催日を起点として、概ね以下のようなスケジュールで行われる。尚、詳細日程は、別途理事会の承認により提示される。

（1）共通スケジュール

役員候補推薦管理委員会の設置：評議員会開催の4ヶ月前
理事推薦候補者の推薦に必要な書類を会長宛への提出締め切り：評議員会開催の3ヶ月前
役員候補者リスト取り纏めと理事会承認：評議員会開催の1～2ヶ月前
評議員会へ提出する役員候補者リストの提示：評議員会開催の1ヶ月前

（2）水域による推薦候補者

各水域への推薦依頼：評議員会開催の4ヶ月前

- (3) 全国加盟団体代表者会議からの推薦候補者の推薦
理事会での役員候補者推薦リストの承認：評議員会開催の3ヶ月前
役員候補者推薦リストの提示と推薦依頼：評議員会開催の3ヶ月前

第11条 (規則の改定)

本規則の改定は、理事会の決議を経て行う。

補則

1. この規則に定めのない事項は、理事会が決定する。
2. この規則の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則

1. 本規則は、平成23年11月19日理事会において決議し、即日施行する。
2. 本規程は、平成24年1月21日理事会において決議し、即日施行する。
3. 本規則の成立により、平成20年11月22日施行の「財団法人日本セーリング連盟役員選出規程」並びに「連盟選出規程に関する理事会確認事項」は、新法人設立の日をもって、失効するものとする。
4. 本規則は、平成24年12月8日理事会において修正決議し、即日施行する。

補則説明

理事推薦候補者への各加盟団体には、加盟団体の種類、推薦が実施される前年度末日の会員数、加盟団体分担金に応じて推薦投票数が与えられるが、これは連盟運営規則で規定されている登録会員数と加盟団体負担金を参考にしながら定めたものである。

- 【加盟団体】
- ・300名以上：加盟分担金5万円
 - ・300名未満：加盟分担金4万円

公益財団法人日本セーリング連盟
理事及び監事推薦候補者管理委員会運営ガイドンス

第1条 (運営ガイドンスの趣旨)

このガイドンスは、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の執行部が役員改選時期において、評議員会に提出する理事及び監事推薦候補者リストを作成するに当たって、公正で透明な事務手続きを進めるために設置する理事及び監事推薦候補者管理委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関する基本的な事項を取りまとめたものである。

第2条 (委員会設置の目的)

委員会は、役員改選の際に連盟執行部が評議員会に提出する理事及び監事推薦候補者リストを作成するに当たって、公正で透明な事務手続きを進めるために設置し、主に以下の事項を実施する。

- (1) 水域理事推薦候補者、全国加盟団体代表者会議による推薦候補者、ならびに会長推薦候補者に関して提出された資料の内容を確認する。
- (2) 全国加盟団体代表者会議のメンバーによる推薦投票プロセスを確認するとともに、上位投票者を決定する。
- (3) 全国加盟団体代表者会議メンバーが行った投票内容を確認し、上位投票者を決定する。
- (4) 推薦投票の結果、同数の場合には、推薦管理委員長立ち合いの下で、開票後直ちに委員長作成の抽選方法により、推薦管理委員（又は推薦管理委員が指名した者）が該当者の年齢順（同年齢の時は50音順）にて抽選を行い、当選者を決定する。
- (5) 推薦投票の集約結果を理事会へ報告する。

第3条 (委員会構成メンバー)

委員会の構成メンバーは、会長が推薦し、理事会の決議により決定される。

第4条 (招 集)

第1回の委員会の招集は、日時、場所を指定して会長が行う。第2回以降の開催は、第5条に基づき委員会の委員長が招集する。

第5条 (開 催)

委員会は2名以上の出席がなければ、開催することはできない。

第6条 (委員長)

第1回の委員会において、委員の互選により、委員長を選任する。

- 2 委員長は、委員会の議事の進行を司り、委員会が選任した全国加盟団体代表者会議のメンバーにより実施された理事推薦候補者の投票結果（以下、「理事推薦候補者」という。）を、理事会に報告する。

第7条 (委員の任期)

当委員会の委員の任期は、役員推薦候補者が決定する理事会が終了する時までとする。

第8条 (報酬等)

会議の構成メンバーは、無給とする。

- 2 会議の構成メンバーには、費用を弁償することができる。
- 3 前各号に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

1. 本規程は、平成24年 1月21日より施行する。（平成24年 1月21日理事会決議）
2. 本規程は、平成24年12月 8日より改定施行する。

公益財団法人日本セーリング連盟 評議員の選定委員会運営規程

公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）定款第12条第4項後段に基づき設置される評議員の選定委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関し、下記のとおり運営規程を定める。

記

第1条（委員会の委員）

委員会の委員は、定款第12条2項に基づき、下記の者をもって構成する。

- | | |
|--------|----|
| 1 評議員 | 1名 |
| 2 監事 | 1名 |
| 3 事務局員 | 1名 |
| 4 外部委員 | 2名 |

第2条（委員の選任）

評議員たる委員は、評議員会の決議をもって選任する。尚、当該委員が任期の途中で評議員の資格を失った場合は、理事会において、評議員の中より交代委員を指名するものとし、後日、評議員会の承認を得るものとする。

- 2 監事たる委員は、監事会の互選により選任する。尚、当該委員が任期途中で監事たる資格を失った場合も同様方法にて選任する。
- 3 事務局員 事務局長をもって充てる。但し、理事が事務局長を兼任している場合は、その者の指名する事務局員による。
- 4 外部委員 定款第12条3項の規程に基づき、理事会において選任する。当該外部委員が、任期途中で死亡、解任、辞任等により委員の資格を喪失した場合も、同様である。

第3条（委員の任期）

委員会の委員の任期は、委員の資格に応じ下記のとおりとする。

- (1) 評議員 当該委員の評議員在任期間
- (2) 監事 当該委員の監事任在任期間
- (3) 事務局員 連盟の事務局長在任期間
- (4) 外部委員 現任評議員の在任期間に同じ

第4条（委員の解任）

委員会の委員について、刑事罰を受ける等の非行があるなど委員会委員として著しく不適任と認められる場合は、当該委員を理事会の決議により解任することができる。この場合、理事会は、事後の評議員会において解任を正当とする理由を開示し評議員会の承認を得なければならない。

第5条（委員会の開催）

委員会は次の場合に開催される。

- (1) 現任評議員全員の任期が満了するため、次期評議員の選任が求められる時
- (2) 現任評議員の死亡・辞任・解任その他の理由で、評議員の代替補充が必要となった時
- (3) 評議員の定数を欠くに至った時

第6条（委員会の招集）

委員会は、委員会の委員長が、以下の場合において、日時、場所を指定して招集する。

- (1) 前条第1号の場合 新たに選定される評議員改選後の最初の評議員会開催予定の

- (2) 前条第2、3号の場合 日の6ヶ月以上前に1回目を開催し、その後改選される評議員の全員が選定されるまでの間において随時に。会長の報告及び要請を受けた場合。

第7条 (開催のための定数)

委員会は、外部委員1名を含む3名以上の出席がなければ、開催することはできない。

第8条 (委員長の選任及び職務)

委員会の委員長は、委員会委員の互選により選任され、委員会の議事進行を司り、委員会が選任した評議員を理事会に報告する。

第9条 (評議員候補者の推薦)

評議員候補者は、理事会及び評議員会がその各決議に基づき推薦できるものとし、同決議に基づく推薦は、会長が委員会に対し、推薦する評議員候補者に関する定款第12条5項の事項、並びに連盟及び子法人の理事または監事でないことを示して、委員会に報告する。

第10条 (評議員資格の調査)

委員会は、前条により推薦された評議員候補者並びにその他選定委員会において独自に相当と判断した評議員候補者につき、定款第12条5項に基づく基準により、連盟の評議員としての適格を有するか否かを調査する。

- 2 この場合、当該評議員候補者について、委員会が必要と認めた調査事項ある時は、会長に諮問することができる。

第11条 (評議員の選任決議)

評議員の選任は、前条の調査終了後、評議員候補者毎に外部委員1名以上の賛成を含む出席委員の過半数の賛成をもって決議し選任する。

第12条 (評議員の欠員)

評議員の死亡その他の事情に基づく評議員の変更につき、理事会の要請ある場合、若しくは必要とする評議員の定数を欠くに至った場合は、委員長は、会長を通じ、理事会若しくは評議員会に評議員候補者の追加推薦を求めることができる。

第13条 (委員の報酬)

委員会の委員は、無報酬とする。

附則

1. 本規程は、理事会の承認を得た日より発効する。
2. 最初の評議員の選定委員会の運営規程は、本規程の効力発生により本規程に移行する。
3. 本規定は、平成24年12月8日より改訂施行する。

以上

公益財団法人日本セーリング連盟

会員に関する規程

第1条 (目的)

この規程は、定款第40条第3項の規定に基づき、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の会員の入会及び退会、並びに会費の納入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (会員)

次の各号に該当し連盟の目的に賛同する者は、連盟の会員となることができる。

- (1) 一般会員 : 本項第2号以降に該当しない者
- (2) 大学生会員 : 大学及び大学に準ずる教育機関、並びに各種専門学校に在籍している学生
- (3) 高校生会員 : 高等学校に在籍している学生
- (4) ジュニア会員 : 中学校及び小学校に在籍している生徒、並びに小学校就学前の児童

第3条 (入会手続)

連盟の会員になろうとする者は、連盟の加盟団体または特別加盟団体を通じて、あるいは直接連盟への入会手続を行わなければならない。

第4条 (会費)

会員は毎年、連盟の加盟団体または特別加盟団体を通じて、あるいは直接連盟に、別に定める会費を納入しなければならない。

第5条 (会員の特典)

会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) 会員は、連盟あるいは連盟の加盟団体もしくは特別加盟団体が主催、共催する競技会に出場し、国際セーリング連盟及び連盟が制定する競技規則に明記された権利、義務を行使することができる。
- (2) 会員は、連盟あるいは連盟の加盟団体または特別加盟団体が主催、共催する研修会、セミナー等に参加できるほか、別に定める特典を享受できる。

第6条 (会費の用途)

第4条に定める会費は、毎事業年度における合計額の50%以下を法人会計に使用することができる。

第7条 (会員資格の一時停止及び除名)

会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により会員資格の一時停止もしくは除名処分をすることができる。

- (1) 違法行為または著しく道義に悖る行為をするなど、連盟の会員として相応しくないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく会費の支払いを滞納し、催告にも応じない場合。
- (3) 連盟の運営を故意に妨害した場合。
- (4) 本規程、その他連盟が定める規則に違反した場合。
- (5) 連盟の名誉、信用を傷つけ、または秩序を乱した場合。
- (6) 入会申込書等の記載項目に虚偽がある場合。

2 会員資格の一時停止もしくは会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会

を与えるように努めなければならない。

第8条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、会員資格を喪失するものとする。

- （1）連盟の加盟団体または特別加盟団体を通じて、又は直接連盟へ退会通知を提出することにより、連盟を退会する場合
- （2）会員が死亡した場合
- （3）第7条に定めるところにより、会員が除名された場合

2 前項の場合、既に納入された会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第9条（規程の改正）

この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

第10条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の移行登記の日から施行する。
2. 本規程は、平成24年12月 8日より改定施行する。

公益財団法人日本セーリング連盟
寄附金等取扱規程

第1条 (目的)

この規程は、定款第6条第4項の規定に基づき、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 (定義等)

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 連盟の会員又は連盟の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (2) 特定寄附金 連盟の会員又は連盟の会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (3) 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

第3条 (一般寄附金の募集)

連盟は、常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以下を法人会計に使用することができる。

第4条 (特定寄附金の募集)

特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途およびその他必要な事項を説明した書面（以下、「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は、募集総額の30%以下でなければならない。

第5条 (募金目論見書の交付等)

特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、連盟ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄付した者へは、事後に交付することができる。

第6条 (受領書等の送付)

一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び第4条第1項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、連盟の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

第7条 (募金に係る結果の報告)

連盟は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、用途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、連盟ホームページ上の公開に代えることができる。

第8条 (特別寄附金)

連盟は、個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

- 2 前項の寄附金について、寄附者から資金使途および寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
- 3 寄附金が下記各号に該当する場合、もしくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。
 - (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定するもの以外の個人又は団体が、その寄附により特別の利益を受ける場合
 - (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - (3) 寄附金の受け入れに起因して、連盟の資金負担が著しく生ずる場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、連盟の業務の遂行上支障があると認められるもの、及び連盟が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

第9条 (情報公開)

連盟が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び連盟ホームページへの公開を含む閲覧等の措置を講ずるものとする。

第10条 (個人情報保護)

寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、最新の注意を払って情報管理に努めるものとする。

第11条 (改正)

この規程の改正は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定めるものとする。
2. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
3. 本規程は、平成24年12月8日より改定施行する。

公益財団法人日本セーリング連盟

資産運用規程

第1条 (目的)

この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の定款第6条の規定に基づき、資産の管理の方法を定め、もって厳正な財産の保全及び財団運営の安定を図ることを目的とする。

第2条 (定義等)

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 基本財産とは、定款第6条第2項に定める財産をいう。
- (2) その他の財産とは、定款第6条第3項に定める基本財産以外の財産をいう。
- (3) 特定資産とは、前号に定めるその他の財産のうち理事会で公益目的事業に供するものとして定めた資産であって、かつ、他の資産又は資金と明確に区分し管理され、貸借対照表に特定資産として計上されたものをいう。

第3条 (対象財産)

運用の対象とする財産は、次の通りとする。

- (1) 基本財産のうち現預金及び金融資産。
- (2) その他財産のうち現預金及び金融資産。

第4条 (特定資産の用途及び処分)

特定資産のうち次に掲げる資産は、以下に記載する使用目的以外に使用してはならない。

- (1) オリンピック強化積立資産
オリンピック選手強化事業（次世代選手の育成を含む。）の実施に使用する。
- (2) 環境事業積立資産
環境事業の実施に使用する。

2 第1項各号の資産を取り崩す場合は、理事会の承認を得なければならない。

第5条 (運用の基本方針)

基本財産は、元本回収が確実な方法で運用を行う。

- 2 その他の財産は、元本回収の確実性が高く、かつ、可能な限り高い運用益が得られる方法で運用を行う。
- 3 特定資産は、各寄附者から差し入れられた寄附申込書に寄附者の意思が表示されている場合には、当該意思に基づき運用されなければならない。

第6条 (財産の運用方法)

運用方法については、財産の区分に応じそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基本財産
 - ア. 金融機関等への円建て預貯金
 - イ. 元本保証の金銭信託
 - ウ. 日本国債
- (2) その他の財産
 - ア. 前号に掲げる金融商品
 - イ. 日本の格付機関がダブルA以上の格付を付与した地方公共団体債、社債、投資信託または金銭信託

第7条 (財産の管理等)

会長(定款第21条第1項第3号に規定する会長をいう。以下同じ。)は、連盟の事業の適正な運営を確保するため、基本財産及びその他の財産(特定資産を含む)について善良なる管理者の注意をもって維持・管理に努めなければならない。

第8条 (運用益の取扱い)

財産の運用による収益(受取配当金を含む。以下同じ。)は、次のように取り扱わなければならない。

- (1) 基本財産から生じた収益は、少なくとも2分の1以上は公益目的事業に用いなければならない。
- (2) 特定資産から生じた収益は、そのすべてを公益目的事業に用いなければならない。
- (3) 第4条第1項の積立資産から生じた収益は、そのすべてを第4条第1項各号に定める事業に用いなければならない。

第9条 (財産の取崩し)

基本財産の全部または一部を取り崩すときは、定款に定めるところによる。

- 2 特定資産の全部または一部を取り崩すときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。但し、寄附申込書に寄附者の意思が表示されている場合には、当該意思に拘束されるものとする。
- 3 その他の財産(特定資産を除く。)の全部または一部を取り崩すときは、理事会の承認を得なければならない。

第10条 (規定の改廃)

この規程の改廃は、理事会及び評議員会の議決により行うものとする。

第11条 (その他)

この規程の定めるもののほか、資産運用に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の議決を経て会長が定める。

附則

1. この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定めるものとする。
2. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
3. 本規程は、平成24年12月8日より改定施行する。

公益財団法人日本セーリング連盟

情報公開規程

第1条 (目的)

この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、連盟の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

第2条 (法人の責務)

連盟は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう、最大限の配慮をしなければならない。

第3条 (利用者の責務)

第7条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう務めなければならない。

第4条 (情報公開の方法)

連盟は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

第5条 (公告)

連盟は、法令並びに定款の規定に従い、定款第9条（事業報告及び決算）に定める諸書類について公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第46条の方法によるものとする。

第6条 (公表)

連盟は、法令の規定に従い、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の公表については、役員等の報酬・退職金及び費用に関する規程を、次条に定める事務所備え置きの方法によるものとする。

第7条 (書類の事務所備え置き)

連盟は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

第8条 (事務所備え置きの書類)

前条の備え置きの対象とする書類は、別表1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表1中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては、当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては、当該最新の書類を公開する。

第9条 (閲覧場所及び閲覧日時)

連盟の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所の連盟事務局とする。

2 閲覧の日は、連盟の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後5時

までとする。ただし、連盟は正当な理由があるときは、閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

第10条 (閲覧等に関する事務)

閲覧希望者から別表1に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
- (3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

第11条 (インターネットによる情報公開)

連盟は、第5条ないし第7条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

- 2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は、理事会が定める。

第12条 (その他)

この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議を経てこれを定める。

第13条 (管理)

連盟の情報公開に関する事務は、連盟事務局が管理する。

第14条 (改廃)

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成24年12月8日より施行する。(平成24年12月8日理事会決議)

別表 1

対象書類等の名称	保存期間
1. 定款	永年
2. 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	5年
3. 財務諸表等（各事業年度の計算書類・事業報告書・附属明細書・監査報告書）	永年
4. (1) 財産目録 (2) 役員等名簿（*1） (3) 役員等の報酬・退職金及び費用に関する規程 (4) 運営組織及び事業活動の状況の外洋、及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類	10年
5. 特定費用準備資金積み立て限度額及びその算定根拠	5年
6. 特定財産の保有・改良充当資金の必要最低限度額、及びその算定根拠	5年
7. 寄附等による受け入れ財産・資金	5年
8. 評議員会議事録	10年
9. 理事会議事録	10年
10. 会計帳簿（*2）	10年

（*1）：理事、監事及び評議員

評議員以外からの閲覧請求には、個人の住所は除外可

（*2）：評議員及び（裁判所の許可を得た）債権者

様式 1

閲 覧 (謄 写) 申 請 書

公益財団法人日本セーリング連盟
会長 河野 博文 殿

申請年月日

申請者

申請者住所

電話番号

私（申請者）は、下記の閲覧（謄写）目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用すると共に、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧（謄写）の目的

閲覧（謄写）対象書類（該当するものを○で囲んでください。）

1. 定款
2. 事業計画書・収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
3. 事業報告書・計算書類及び附属明細書・運営組織及び事業活動の状況の概要、及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
4. 監査報告書
5. 財産目録
6. 役員等名簿
7. 役員等の報酬・退職金及び費用に関する規程
8. 特定費用準備資金算定根拠
9. 特定財産の改良・保有資金の明細
10. 寄附等による財産・資金で、公布者の定めた用途に充てるものの明細
11. 議事録（理事会・評議員会）

（以下の書類は、評議員・債権者に限り閲覧・謄写ができます。）

12. 会計帳簿

公益財団法人日本セーリング連盟 個人情報保護に関する基本方針

公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）は、セーリングスポーツに関し、わが国を代表する機関として、すべての形態のセーリングスポーツを統轄し、併せてセーリングスポーツ技術の向上とセーリングスポーツを通じての国民の心身の健全な発達に寄与し、かつ、海事思想の健全なる発展及び普及と海洋環境の保全を図ることを目的とする団体です。

本連盟の取得する個人情報は、この目的に沿って使用するもので、「個人情報保護に関する法律」に基づき、個人情報に関して適用される法令及びその精神を尊重、遵守し、個人情報を適切かつ安全に取り扱うとともに、個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の取得

本連盟は、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の意思で提供された情報を取り扱います。

2. 利用目的及び保護

本連盟が取扱う個人情報は、その利用目的の範囲内でのみ利用します。

また、利用目的を遂行するために業務委託をする場合、並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合を除いて、個人情報を第三者へ提供することはありません。

3. 管理体制

- (1) すべての個人情報は、不正アクセス、盗難、持出し等による紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正措置を講じます。
- (2) 個人情報をもとに、利用目的内の業務を外部に委託する場合は、その業者と個人情報取扱契約を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理、監督します。
- (3) 個人情報の本人による開示・訂正、利用停止等の取り扱いに関する問合せは、随時受け、適切に対応します。また、個人情報の取扱に関する苦情を受け付ける窓口を設け、苦情を受け付けた場合には、適切かつ速やかに対応します。

4. 法令遵守のための取組みの維持と継続

- (1) 本連盟は、個人情報保護に関する法令及びその他の規則に則った業務運営に努めます。
- (2) 本連盟が保有する個人情報を保護するための方針や体制等については、本連盟の事業内容の変化及び事業を取り巻く法令、社会環境、IT環境の変化等に応じて、継続的に見直し改善します。

平成24年12月 8日

公益財団法人日本セーリング連盟
会長 河野 博文

〒150-8050
渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内
TEL 03-3481-2357
FAX 03-3481-0414
E-Mail: head@jsaf.or.jp

公益財団法人日本セーリング連盟

個人情報管理規程

第1条 (目的)

この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の定める「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報の適正な取扱いに関して連盟の役職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより、個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

第2条 (定義)

この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次の通りとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(ほかの情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。

(2) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。
ア 特定の個人情報を、コンピュータを用いて検索することが出来るように体系的に構築したもの
イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(3) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、または識別されうる、生存する特定の個人をいう。

(5) 役職員等

「役職員等」とは、本連盟に所属するすべての理事、監事、評議員及び職員をいう。

(6) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、会長によって指名された者であって、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの運用に関する責任と権限を有する者をいう。

第3条 (適用範囲)

この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

- 2 専門委員会委員、及び本連盟の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、本連盟の業務に従事する場合には、当該従事者はこの規程を遵守しなければならない。
- 3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対しこの規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第4条 (個人情報管理責任者)

本連盟においては、事務局長を個人情報管理責任者とする。

- 2 個人情報管理責任者は、必要に応じて本連盟で取扱う個人情報について、この規程に定める諸事項を実施・徹底するため、個人情報保護コンプライアンス・プログラム等の細則を策定しなければならない。
- 3 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改ざんされたりすること等がないように管理する責めを負う。

第5条 (個人情報の取得)

個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

- 2 本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合は、その保護者。以下、本人等という。）に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

- (1) 本連盟の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在、及び当該権利行使のための方法
 - ア 当該データの利用目的の通知を求める権利
 - イ 当該データの開示を求める権利、及び第三者提供の停止を求める権利
 - ウ 当該データに誤りがある場合に、その内容の訂正、追加又は削除を求める権利
 - エ 当該データの利用の停止、又は消去を求める権利

- 3 本人等以外の者から間接的に個人情報を取得する場合には、本人等に対して前項（3）に掲げる事項を、書面又はこれに代わる方法で通知し、本人等の同意を得なければならない。

第6条 (利用目的及び個人情報の利用)

個人情報を取扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は別に定める「公益財団法人日本セーリング連盟が業務上保管する個人情報の利用目的」に定める本連盟の業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得た利用目的の範囲内でなければならない。

第7条 (個人情報の提供)

法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、本連盟の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

- (1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること。
- (2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること。
- (3) 本連盟との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること。

- 3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

- 4 本条第2項の定めに従い、個人情報を取扱う業務を第三者に委託した場合には、本連盟が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が確実に遵守されるよう、適時確認・指導するものとする。

第8条 (個人情報の正確性確保)

個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

第9条 (安全管理)

個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

- 2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報を取扱う役員等に遵守させなければならない。

第10条 (役員等への監督)

個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役員等に対

して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

第11条 (個人情報等の消去・廃棄)

保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・破棄しなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報の消去・廃棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人情報等の内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、これを本連盟の文書取扱規程に定める期間、保存しなければならない。

第12条 (通報及び調査義務等)

役職員等は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合、又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

第13条 (報告及び対策)

個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

- ア 漏洩した情報の範囲
- イ 漏洩先
- ウ 漏洩した日時
- エ その他調査で判明した事実

- 2 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

第14条 (自己情報に関する権利)

本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正または削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

第15条 (個人情報の利用又は提供の拒否権)

本連盟が既に保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用、又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令の規定による場合
- (2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

第16条 (苦情の処理)

本連盟の個人情報の取扱に関する苦情の窓口業務は、連盟事務局が担当する。

- 2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。
- 3 事務局次長は、適宜個人情報管理責任者に苦情の内容について報告するものとする。

第17条 (改廃)

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成24年12月 8日より施行する。(平成24年12月 8日理事会決議)

公益財団法人日本セーリング連盟が
業務上保有する個人情報の利用目的

1. 公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）が保有する個人情報は、セーリングスポーツに関し、わが国を代表する機関として、すべての形態のセーリングスポーツを統轄し、併せてセーリングスポーツ技術の向上とセーリングスポーツを通じての国民の心身の健全な発達に寄与し、かつ、海事思想の健全なる発展及び普及と海洋環境の保全を図ることを目的として、本連盟が行う次の事業に利用します。
 - (1) セーリングスポーツの普及、指導、競技会等の開催、諸規則の管理、資格認定等に関する事業。
 - (2) セーリングスポーツに係る艇体、装備、施設等の管理、調査、指導、情報提供に関する事業。
 - (3) セーリングスポーツの競技力向上、及び国際競技会等への派遣等に関する事業。
 - (4) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業。
 - (5) セーリングスポーツに関する物品及びソフトウェア等の開発及び販売並びにサービス。
 - (6) その他、上記各号に定める事業に関連する事業。

2. 本連盟が保有する個人情報は、上記1の事業に関し、次の利用目的で利用します。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外では利用しません。
 - ・セーリングスポーツに関する出版物の販売のため
 - ・セーリングスポーツ関係者等を対象としたメールマガジンの配信のため
 - ・セーリングスポーツ活動に関するシンポジウムの開催のため
 - ・国内外セーリングスポーツ組織並びにセーリングスポーツ以外のスポーツ競技団体との連携のため
 - ・セーリングスポーツに関するメディア関係者との意見交換のため
 - ・セーリングスポーツに関する競技会、説明会、講演会、研修会等に関わる運営等のため
 - ・機関紙の配布のため
 - ・セーリングスポーツ競技団体情報公開の管理、運営のため
 - ・セーリングスポーツに関する管理、調査、指導、情報提供のため
 - ・セーリングスポーツに関する委員会等、会合等に関わる運営、資料送付、情報連絡等のため
 - ・関係官庁への提言、要望活動及び関係団体等との意見交換、情報連絡等のため
 - ・公益法人等の役職員等を対象に行う諸行事に関わる運営、管理等のため
 - ・公益法人の役職員並びに会員を被保険者とし、本連盟が団体契約している保険業務に関する運営、管理等のため
 - ・契約の解約及び解約後の事後管理等のため
 - ・契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ・他の事業者等から委託された業務の円滑な運営等のため
 - ・その他、上記1の目的のために行う業務の達成のため（今後行うこととなる事項を含む）

以上

公益財団法人日本セーリング連盟 リスク管理規程

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及び本連盟の損失の最小化を図ることを目的とする。

第2条 (適用範囲)

この規程は、本連盟の役員及び職員（以下、「役職員」という。）に適用されるものとする。

第3条 (定義)

この規程において「リスク」とは、本連盟に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を指すものとし、「具体的リスク」とは、リスクが具現化した次の事象などを指すものとする。

- (1) 信用の危機：不全な公益活動や欠陥のある情報の提供等によるイメージの低下
- (2) 財政上の危機：収入の減少や資金の運用の失敗等による財政の悪化
- (3) 人的危機：労使関係の悪化や、役員間の内紛や代表者の承継問題等
- (4) 外部からの危機：自然災害や事故、インフルエンザ等の感染症、及び反社会的勢力からの不法な攻撃等
- (5) その他上記に準ずる緊急事態

- 2 前項の具体的リスクのうち、情報システムに係るものについては、理事会が別途定める規程によるものとする。

第2章 役職員の責務

第4条 (基本的責務)

役職員は業務の遂行に当たって、法令、定款及び本連盟の定める規程など、リスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

第5条 (リスクに関する措置)

役職員は、具体的リスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、本連盟にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じなければならない。

- 2 役職員は、業務上の意思決定を求めるに当たっては、上位者に対し当該業務において予見される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申しなければならない。

第6条 (具体的リスク発生時の対応)

役職員は、具体的リスクが発生した場合には、これに伴い生じる本連盟の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意を持って行う。

- 2 役職員は、具体的リスク発生後、速やかに上位者に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と調整を行い、上位者の指示に従う。
- 3 役職員は、具体的リスクに起因する新たなリスクに備え、前条の措置を講ずる。

第7条 (具体的リスクの処理後の報告)

役職員は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、会長に報告しなければならない。

第8条 (クレームなどへの対応)

役職員は、口頭又は文書により会員、取引先などからクレーム、異議などを受けた場合には、それらが重大な具体的リスクにつながるおそれがあることを意識し、直ちに上位者に報告し、指示を求める。

2 上位者は、クレーム、異議などの重要度を判断し、関係部署と協議の上対応しなければならない。

第9条 (対外文書の作成)

役職員は、対外文書の作成については常にリスク管理を意識し、上位者の指示に従うとともに、その内容が第3条1号の信用の危機を招くものでないことを確認しなければならない。

第10条 (守秘義務)

役職員は、この規程に基づく本連盟のリスク管理に関する計画、システム、措置などを立案、実施する過程において知り得た本連盟及びその他の関係者に関する秘密については、組織内外を問わず漏洩してはならない。

第3章 緊急事態への対応

第11条 (緊急事態への対応)

第3条4号の外部からの危機による具体的リスク等が発生し、本連盟をあげた対応が必要である場合 (以下、「緊急事態」という。) は、会長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

第12条 (緊急事態の範囲)

この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事項によって、本連盟及びその事務所、又は役職員等にもたらされた急迫の事態をいう。

(1) 自然災害

①地震

②風水害

(2) 事故

①爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故

②本連盟の公益活動に起因する重大な事故

③役職員にかかわる重大な人身事故

(3) インフルエンザ等の感染症

(4) 犯罪

①建物の爆破、放火、誘拐、恐喝等並びに脅迫状の受領などの外部からの不法な攻撃

②本連盟の法令違反、及びその摘発等を前提とした官公庁による立ち入り調査

③内部者による背任、横領等の不祥事

(5) その他上記に準ずる経営上の緊急事態

第13条 (緊急事態の通報)

緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに所定の通報先へ通報しなければならない。

2 通報は、原則として以下の経路によって行うものとする。

情報認知者→事務局長→専務理事→会長

3 通報に当たっては、迅速さを最優先する。従って前項の経路で直接通報先が不在の場合は、それ

を超えて次の通報先へ通報することとする。また、極めて緊急な場合は、直接通報先のみでなく、その先まで同時に通報するなど、臨機の措置をとることを要する。

第14条 (情報管理)

緊急事態発生時の通報を受けた事務局長は、情報管理上の適切な指示を行う。

第15条 (緊急事態発生時の対応の基本方針)

緊急事態発生時においては、当該事態の発生部門において、次の各号に定める基本方針に従い対応することとする。ただし、次条に定める緊急事態対策室が設置される場合には、同室の指示に従い、協力して対応することとする。

(1) 地震、風水害等の自然災害

- ①人命救助を最優先とする。
- ②必要に応じ、官公庁へ連絡する。
- ③災害対策の強化を図る。

(2) 事故

- ①爆発、火災、建物倒壊等の重大事故
 - ・人命救助と環境破壊防止を最優先とする。
 - ・必要に応じ、官公庁へ連絡する。
 - ・事故の再発防止を図る。
- ②本連盟の公益活動に起因する重大事故
 - ・関係者の安全を最優先とする。
 - ・必要に応じ、官公庁へ連絡する。
 - ・事故の再発防止を図る。
- ③役職員等にかかわる重大人身事故
 - ・人命救助を最優先とする。
 - ・必要に応じ、官公庁へ連絡する。
 - ・事故の再発防止を図る。

(3) インフルエンザ等の感染症

- ・人命救助と伝染防止を最優先とする。
- ・必要に応じ、官公庁へ連絡する。
- ・予防並びに再発防止を図る。

(4) 犯罪

- ①建物の破壊、放火、誘拐、恐喝、脅迫などの外部からの不法な攻撃
 - ・人命救助を最優先とする。
 - ・不当な要求に屈せず、警察と協力して対処する。
 - ・再発防止を図る。
- ②本連盟の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立ち入り調査
 - ・真実を明らかにする。
 - ・再発防止を図る。
- ③内部者による背任、横領等の犯罪及び不祥事
 - ・真実を明らかにする。
 - ・必要に応じ、官公庁へ連絡する。
 - ・再発防止を図る。

(5) その他上記に準ずる経営上の緊急事態

緊急事態の内容に応じ、上記に準じた対応をする。

第16条 (緊急事態対策室)

特定の緊急事態が発生した場合、又はその発生が予想される場合は、緊急事態対策室（以下、「対

策室」という。)を設置することができる。

第17条 (対策室の構成)

対策室の人事は、次の通りとする。

室長：会長

事務局長：専務理事

室員：室長が指名する本連盟の関係役職員

第18条 (対策室会議の開催)

対策室会議は、招集後直ちに出席可能な者の出席により開催する。

第19条 (対策室の実施事項)

対策室の実施事項は、次の通りとする。

- (1) 情報の収集・確認・分析
- (2) 応急処置の決定、指示
- (3) 原因の究明、及び対策基本方針の決定
- (4) 対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定
- (5) 連盟内連絡の内容、時期、方法の決定
- (6) 対策室からの指示、連絡が出来ない場合の代替措置の決定
- (7) 対策実施上の分担等の決定、及び対策実行の指示並びに実行の確認
- (8) その他、必要事項の決定

第20条 (役職員への指示・命令)

対策室は、緊急事態を解決するに当たって、必要と認められるときは、役職員に対して一定の行動を指示・命令することができる。

- 2 役職員は、対策室から指示・命令が出されたときは、その指示・命令に従って行動しなければならない。

第21条 (報道機関への対応)

緊急事態に関して、報道機関からの取材の申し入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来たさない範囲において、取材に応じる。

- 2 報道機関への対応は、事務局長の職務とする。

第22条 (届出)

緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、正確かつ迅速に所管官公庁へ届け出る。

- 2 所管官公庁への届出は、事務局長がこれを行う。
- 3 事務局長は、所管官公庁への届出の内容について、予め会長の承認を得なければならない。

第23条 (理事会への報告)

対策室は、緊急事態解決策を実施したときは、その直後の理事会で次の事項を報告しなければならない。

- (1) 実施内容
- (2) 実施に至る経緯
- (3) 実施に要した費用
- (4) 懲罰の有無、及び有った場合はその内容
- (5) 今後の対策方針

第24条 (対策室の解散)

緊急事態が解決し、かつ再発防止策が効力を発揮したときは、対策室を解散する。

第4章 懲戒等

第25条 (懲戒)

次のいずれかに該当する者は、その情状により懲戒処分に付す。

- (1) 具体的リスクの発生に意図的に関与した者
- (2) 具体的リスクが発生するおそれがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった者
- (3) 具体的リスクの解決について、本連盟の指示・命令に従わなかった者
- (4) 具体的リスクの予防、発生、解決等についての情報を、本連盟の許可なく外部に漏らした者
- (5) その他、具体的リスクの予防、発生、解決等において、本連盟に不都合な行為を行った者

第26条 (懲戒の内容)

前条の懲戒処分の内容は、役員（監事を除く。以下、本条及び次条において同じ。）又は職員的情状により、次の通りとする。

- (1) 役員については、戒告に処することがある。ただし、自主申告による報酬減額を妨げない。また、理事会の決議により、その情状に関する情報を理事及び監事推薦候補者管理委員会に提供することができる。
- (2) 職員については、懲戒規程に従い、戒告、減給、諭旨退職、又は懲戒解雇とする。

第27条 (懲戒処分の決定)

前条の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については会長がこれを行う。

第5章 雑則

第28条 (緊急事態通報先一覧表)

連盟事務局は、緊急事態の発生に備えて、緊急事態通報先一覧表（以下、一覧表という。）を作成し、これを関係者に周知徹底しなければならない。

- 2 一覧表は、少なくとも6ヶ月に1回点検の上、必要に応じて修正する等、常に最新のものとするように努めなければならない。

第29条 (一覧表の携帯等)

役職員は、一覧表又はこれに代わり得るものを常に携帯するとともに、常時その所在又は通報先を明らかにしておかななければならない。

- 2 前項に規定する者を除く関係者も、緊急事態発生時の通報先を常に把握しておかななければならない。

第30条 (改廃)

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成24年12月 8日から施行する。（平成24年12月 8日理事会決議）

公益財団法人日本セーリング連盟
公益通報者保護規程

第1条 (目的)

公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）は、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに社会的信頼の確保のため、「ヘルプライン」を設けるとともに、その運営の方法等を明らかにする目的のため、本規程を定める。

第2条 (対象者)

この規程は、連盟役員、会員、及び職員・臨時雇い・契約社員・派遣従業員を含むすべての従業員（以下、「従業員等」という。）に対して適用する。

第3条 (通報等)

連盟、連盟の役員、会員又は従業員等の不正行為として別表に掲げる事項(以下、「申告事項」という。)が生じ、又は生じるおそれがある場合、会員、従業員等はこの規程の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下、「通報等」という。）をすることができる。

- 2 前項の申告事項を提供した者（以下、通報者という。）は、この規程による保護の対象となる。また、通報者に協力した従業員等及びその通報等に基づく調査に積極的に関与した従業員等も同様とする。
- 3 会員、従業員等は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

第4条 (通報等の方法)

この規程に基づいて通報等をする場合、会員、従業員等は、次のヘルプライン窓口に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。各ヘルプライン窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途会員、従業員等に通知するものとする。

- (1) 人事・労務に関する事項又は一切の法律問題に関する通報等：ヘルプライン窓口 コンプライアンス担当理事
 - (2) 理事、評議員の不正に関する通報、又は内部組織での対応が困難と思われる事項に関する通報等：ヘルプライン窓口 監事
 - (3) その他の事項に関する通報等：ヘルプライン窓口 事務局長
- 2 会員、従業員等は、前項に定めるヘルプライン窓口の一つを選択して通報等を行うものとする。ただし、第8条に定める調査結果について疑義が残る場合には、前に行った通報等の結果を添えて別のヘルプライン窓口に通報等を行うことができる。

第5条 (通報等の窓口での対応)

ヘルプライン窓口は、申告事項のうち、業務上の法令違反や社会から非難を受けるおそれのある業務上の通報等について受け付け、その対応を行うものとする。ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷は受け付けないものとする。

- 2 無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行うため、通報等は原則として実名によるものとする。ただし、事情により、匿名による通報等も受け付けるものとする。
- 3 就業規則その他に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

第6条 (通報等に基づく調査)

通報等を受けたヘルプライン窓口の受付部署は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日

以内に調査を行う旨の通知、又は正当な理由がある場合は調査を行わない旨の通知を行うものとする。

- 2 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。
- 3 会員、従業員等は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

第7条 (公正公平な調査)

通報等を受けた各ヘルプライン窓口は、通報等の対象となった申告事項の内容（ただし、通報者の氏名を除く。）を、直ちにコンプライアンス担当理事に報告し、また、その事実の有無及び内容について速やかに調査し、その調査結果をコンプライアンス担当理事に報告するものとする。

- 2 通報等によって提供された情報については、各ヘルプライン窓口の受付部署において調査することを原則とするが、必要に応じてコンプライアンス委員会又は法律事務所等他の調査担当部署に調査を依頼することができる。
- 3 ヘルプライン窓口の受付部署又は他の調査担当部署における調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行うものとする。
- 4 前3項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

第8条 (調査結果の通知等)

調査担当部署は、通報等を受け付けたヘルプライン窓口の受付部署に、調査結果をできる限り速やかに通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

- 2 調査担当部署から調査結果について通知を受けたヘルプライン窓口の受付部署は、通報者に対して連絡ができる場合、通報者に対して調査結果を通知する。ただし、匿名による通報等の場合はこの限りではない。

第9条 (調査結果に基づく対応)

前条の調査結果が重大である場合には、コンプライアンス担当理事又は当該業務担当理事は速やかに対応を行うものとし、必要に応じてコンプライアンス委員会に諮問し、又は直ちに違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。

- 2 すべての調査結果は会長に報告するものとし、必要に応じて懲戒処分の手続きをとり、又は刑事告発、再発防止措置などをとるものとする。
- 3 通報等をした従業員等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。
- 4 調査結果並びにこれに対する対応の概要（ただし、通報者の氏名を除く。）は、直近に開催される理事会において報告するものとする。

第10条 (情報の記録と管理)

通報等を受けた各ヘルプライン窓口及び調査担当部署は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、通報等の経緯、内容及び証拠等を、部署内において記録・保管するものとする。

- 2 通報等を受けた各ヘルプライン窓口、調査担当部署又はコンプライアンス委員会に関与する者その他情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。
- 3 この法人の役員及び従業員等は、各ヘルプライン窓口、調査担当部署に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。

第11条 (不利益の禁止)

この法人の役員及び従業員等は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

第12条 (懲戒等)

第5条第1項ただし書きによる個人に関する根拠のない誹謗中傷を行った場合、第10条第2項に規定する者が通報者の氏名その他の秘密を漏洩した場合、及び同条第3項に規定する者が通報者の氏名等の開示を求めた場合、又は前条の通報者に対して不利益になることをした場合には、情状によりそれらの者を懲戒処分に処す。

- 2 懲戒処分の内容は、役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は戒告とし、従業員等の場合は、懲戒規程に従い戒告、減給、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主申告による報酬減額を妨げない。
- 3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、従業員等については会長がこれを行う。

第13条 (公益通報者保護制度のための教育)

連盟は、連盟の役員及び従業員等に対して、公益通報者保護制度に関する研修を行い、また、従業員等はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

第14条 (改 廃)

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年12月 8日から施行する。(平成24年12月 8日理事会決議)

(別表) 不正の定義

この規程において、法令違反及び不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

1. 法令に違反する行為（ただし、努力義務に係るものを除く。）
2. この法人の役員、従業員等、会員、取引先、受益者、その他利害関係者の安全、健康に対して危険な行為又は危険を及ぼす恐れのある行為
3. 就業規則その他の内部規程に違反する行為（ただし、人事上の処遇に関する不満及び努力義務に係るものを除く。）
4. この法人の倫理規程に違反する行為（ただし、努力義務に係るものを除く。）
5. 上記各号又はこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩により、連盟の名誉又は社会的信用を侵害する恐れのある行為

以上

公益財団法人日本セーリング連盟 コンプライアンス規程

第1条 (目的)

この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の行動規範の理念に則り、この法人が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス（法令等の遵守をいう。以下同じ。）上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

第2条 (基本方針)

本連盟の役員及び職員（以下、「役職員」という。）は、前条の行動規範の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

第3条 (組織)

本連盟のコンプライアンスにかかわる組織として、以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス統括部

第4条 (コンプライアンス担当理事)

コンプライアンス担当理事は、理事の中から、理事会の決議により会長が任命する。コンプライアンス担当理事は、定期的に理事会に対し、本連盟のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。

- 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
 - (3) コンプライアンス委員会の委員長

第5条 (コンプライアンス委員会)

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事の諮問機関として設置し、以下の事項について、その諮問に答える。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討
- (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
- (5) その他、コンプライアンス担当理事が諮問した事項
- 2 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、総務委員会委員を委員として構成する。
- 3 コンプライアンス委員会事務局は連盟事務局に設置し、連盟事務局長を事務局長とする。

第6条 (コンプライアンス委員会の開催)

コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年3月及び9月に開催する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

第7条 (コンプライアンス統括部)

連盟事務局をコンプライアンス統括部とする。

- 2 コンプライアンス統括部は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画・推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。
- 3 コンプライアンス統括部は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

第8条 (報告・連絡・相談ルート)

役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部に報告する。

- 2 コンプライアンス統括部長は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を得て実施する。
- 3 役職員は、第1項にかかわらず、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部を経由することができないときは、コンプライアンス担当理事に直接、第1項の報告をすることができる。

第9条 (コンプライアンスのための教育)

本連盟は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員は本連盟の行動規範を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

第10条 (改 廃)

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年12月 8日から施行する。(平成24年12月 8日理事会決議)

公益財団法人日本セーリング連盟

表彰規程

第1条 (目的)

本規程は、セーリングスポーツを通し、体育界等において功績をあげ、或いは体育等の振興に貢献し、日本セーリング界の名誉高揚に寄与した者或いは団体等に対し、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）会長名をもって行う表彰（以下、「連盟表彰」という。）の取り扱いについて定める。

第2条 (表彰の種類)

表彰の種類は、次の通りとする。

(1) 勲功賞

勲功賞は、日本セーリング界のために、永年に亘り極めて顕著な勲功の有った者に贈呈する。

(2) 功労賞

功労賞は、永年に亘り日本セーリング界の発展に努力し、著しく貢献し、功績の有った者、あるいは団体等に贈呈する。

(3) 優秀指導者賞

優秀指導者賞は、中長期かつ継続的な選手育成、医科学的サポートにより優秀選手を輩出、或いは永年に亘る社会体育の普及振興に極めて大きく貢献した者に贈呈する。

(4) 栄光賞

栄光賞は、公式国際競技大会等において、特に優秀なる成績或いは業績をあげ、日本セーリング界の名誉高揚に大きく貢献した者に贈呈する。

(5) 優秀競技者賞

優秀競技者賞は、競技等における態度、举措が高潔であり、日常の競技生活等も模範的であり、かつ競技等の記録或いは業績も優秀であった者に贈呈する。

(6) 救難記章

救難記章は、海・水難救助活動等、他の模範として社会的人道的に評価される行為を行った者に対し贈呈する。

(7) 有功記章

有功記章は、寄付金額が年間累計で500万円以上の者、或いは1000万円以上の団体に対し贈呈する。

(8) 感謝状

感謝状は、特定大規模の連盟関与事業遂行において、極めて大きく貢献をした者、或いは団体等に対し、謝意を表すために贈呈する。

第3条 (候補者の推薦)

表彰候補者は、連盟理事、委員長、連盟傘下の加盟団体及び特別加盟団体の長が、会長に対し推薦する。

第4条 (審査・決定)

表彰候補者として推薦された者については、総務委員会が取り纏め、理事会にて審議決定する。

第5条 (表彰期日)

原則として、名年度最後に開催される評議員会と同日付を以って表彰する。なお、特段の事情があれば、同日以外の表彰も行う。

第6条 (表彰状等)

受賞者に対し、表彰状或いは感謝状を授与する。

- 2 勲功賞・功労賞・優秀指導者賞には、銀杯及び記念エンブレム、栄光賞・優秀競技者賞には、トロフィー及び記念エンブレムを授与する。

第7条 (細則)

この規程の細則は、別に定める。

附則

1. この規程は、2002年 6月 1日より実施する。
2. この規程の改廃は、理事会にて行う。
3. 2009年11月23日改正
4. 2012年12月 8日改正

公益財団法人日本セーリング連盟
表彰規程細則

第1条（各賞候補の資格基準）

勲功賞候補の資格基準について、次の通り定める。

- (1) 年齢…… 70才以上（原則として故人は制限無し）
- (2) 対象者…… 当連盟会長等
- (3) 回数…… 生涯1度限り

2 功労賞候補の資格基準について、次の通り定める。

- (1) 年齢…… 60才以上（原則として故人は制限無し）。ただし、団体は除く。
- (2) 対象者
 - ① 連盟役員及び、執行部門委員長等の通算在任期間が重複しない20年以上の者。
 - ② 加盟団体、特別加盟団体の理事長等以上の通算在任期間が10年以上であって、執行部門の委員長等の理事及び水域協会長を含む重複しない通算在任期間20年以上の者。
 - ③ 上記①及び②全ての役職通算在任期間が重複しない20年以上の者。
 - ④ 組織統合後の対象要件期間が相当年数含まれていて、統合以前の功績在任期間を通算して重複しない通算期間を満たしている者。
 - ⑤ 連盟現職員等は15年以上の者。
 - ⑥ セーリングヨットの設計、建造、普及その他連盟関係業務に格別の功績があった者。
 - ⑦ 上記年限を満たさない場合であっても、功績が著しい場合は、理事会で審議することがある。
- (3) 回数…… 生涯1度限り。ただし、団体は除く。
- (4) 団体の取扱
上記（2）各号のいずれかに準ずる功績があった団体において、理事会で審議の上、功労賞の対象とすることがある。

3 優秀指導者賞候補の資格基準について、次の通り定める。

- (1) 年齢…… 不問
- (2) 対象者…… 原則として現在も引続き活動中の個人、或いはグループ。但し 勲功賞或いは功労賞等受賞者は対象外とする。
 - ① 中長期にわたり継続的に選手の育成に努め、優秀な選手を輩出している監督・コーチ。
 - ② 指導者、医・科学面からサポートしているドクター、トレーナー等スタッフ。
 - ③ 永年にわたる社会体育、或は地域スポーツの普及振興に、極めて大きく貢献している指導者。
 - ④ 地域のクラブの指導者。（企業・学校等のクラブで指導経験15年以上の者）
- (3) 回数
 - ① 当該年度毎に1度限りとする。
 - ② 次年度以降新たな業績対応で、繰返し候補となることはある。

4 栄光賞候補の資格基準について、次の通り定める。

- (1) オリンピック競技大会…… 入賞
- (2) 世界選手権大会…… 優勝
- (3) 特定外洋競技並びに航海等 …… 優勝又はそれに匹敵する業績等
(注) 別途定めた競技大会等並びに航海等
- (4) 回数……

- ① 当該年度毎に1度限りとする。
- ② 次年度以降新たな業績対応で、繰返し候補となることはある。

5 優秀競技者賞候補の資格基準について、次の通り定める。

- (1) オリンピック競技大会……10位以内
- (2) 世界選手権大会……3位以内
- (3) アジア大会……優勝
- (4) 特定外洋競技並びに航海等……3位以内又はそれに匹敵する業績等
(注) 別途定めた競技大会等並びに航海等
- (5) その他国際競技大会……優勝
- (6) 当該年度の優秀選手(国体を含む)
- (7) 回数
 - ① 当該年度毎に1度限りとする。
 - ② 次年度以降新たな業績対応で、繰返し候補となることはある。

6 救難記章候補の資格基準について、次の通り定める。

- (1) 海・水難事故等の内容……事故の規模等は問わない。
- (2) 救難活動報告……客観的通信或いは報道等により重要な当該関与者であるとの確認と、救済活動の顛末報告書の提出。
- (3) 回数
 - ① 当該年度毎に原則として1度限りとする。
 - ② 次年度以降 新たな事件対応で繰返し候補となることはある。

第2条 (有功記章の寄付の金額評価)

有功記章の寄付が金銭以外の財物による場合は、必要に応じて専門家の価値鑑定を行なう。

第3条 (表彰審査・決定)

総務委員会の中に表彰担当者を置き、総務委員会が申請内容を取り纏めて理事会で承認を得る。

第4条 (授与上の制限)

表彰する対象として、次のものは除外する。

- (1) 候補者自身或は関係する団体が、刑事訴訟係争中或は刑罰等を受け一定期間を経過していない場合。
- (2) 候補者自身の人格、生活態度等において著しく非難されるものがある場合。

以上

(参考付記事項)

(1) 功労賞候補となる功績参考事例

- ア、セーリングヨットの紹介、開発、普及……設計者、造船所、セールメーカー等
- イ、セーリングヨットに関する広報宣伝……TV、雑誌、図書メディア関係者等で顕著な活躍
- ウ、連盟業務の推進……連盟理事、事務局関係者等における顕著な活躍
- エ、地方及び艇種別等のセーリングスポーツの普及……地方協会、県連、外洋団体支部等の設立等
顕著な活躍
- オ、国際的貢献……国際的活動に顕著な活躍
- カ、航海術等の普及と発展……外洋艇関係諸団体等
- キ、その他

(2) 栄光賞、優秀競技者賞、救難記章表彰者へのエンブレム贈呈は生涯1回限りとする。

(3) 特定外洋競技

- ア、ISAF Offshore 登録レース

イ、IRC Year Book 記載レース

ウ、ISAF Offshore One design 世界選手権、Keelboat One design 世界選手権

エ、ORC世界選手権、Formula Class 世界選手権

附則

1. この細則は、2002年 6月 1日より実施する。
2. この細則の改廃は、理事会にて行う。
3. 2009年11月10日改正
4. 2012年12月 8日改正

公益財団法人日本セーリング連盟 懲戒規程

第1条 (趣旨)

この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）内の秩序の維持をはかるため、理事会が必要と認めたとときに懲戒する諸事項を定めるものとする。

第2条 (懲戒該当事項)

役員、委員、職員及び会員にあって、以下に該当する事項がある場合は懲戒する。

- (1) 連盟業務に関連して不当の利益を授受し、もしくは連盟に損害を与えた場合。
- (2) 故意又は過失によって、連盟の名誉を毀損させる行為があった場合。
- (3) 業務遂行上正当な理由なく、越権専断の行為により職務を妨害した場合。
- (4) 連盟の内外を問わず、刑罰法規で有罪の確定があった場合。
- (5) スポーツマンシップに関わる重大な不正行為に基づく対応処置が必要となった場合。
- (6) その他、各号に準ずる不都合な行為があった場合。

第3条 (懲戒の種類および内容)

懲戒の種類および内容は次の5種類とし、原則として公表する。ただし、特に情状酌量の余地があるか、又は改悛の情が明らかであると認められる場合は、懲戒を免じて訓戒に止めることがある。

- (1) 譴責 始末書を提出させ戒告する。
- (2) 職務停止 始末書を提出させ、役員、委員及び職員としての身分は保有するが、一定期間職務に就くことを停止し、有給者は減給する。
- (3) 役員、委員等の解任 役員、委員及び職員については、本人に予告した日から10日後に解任し、役員、委員への就任資格を凍結する。有給者及び職員は諭旨解雇し退職金は減額支給する。
- (4) 会員資格停止又は取り消し 本人に予告した日から10日後に会員資格の停止又は取り消しをする。有給者及び職員が懲戒解雇に該当する場合の退職金は、原則として支給しない。
- (5) 前条第5項に係わる制裁処置 該当者には上記各項の処置の他に、一定期間レースへの関与を禁ずること、又はそれに準ずる制裁処置を行うことができる。

第4条 (懲戒委員会)

該当事項が発生した場合は、理事会に於いて利害関係者を除く5名を選任して懲戒委員会を編成し、委員長を互選して審議する。

第5条 (説明、証言、または弁護)

懲戒の審議にあたって証言又は弁護の必要を認めるときは、本人、証人もしくは参考人を出席させることができる。

第6条 (機密の保持)

懲戒委員会において機密事項としたものについては、出席した者はその機密を守らなければならない。

第7条 (決定及び通告)

懲戒の種類及び内容の決定は、懲戒委員会の3分の2以上の議決で決し、理事会へ決定通知を行

- うものとする。
- 2 理事会は、決定通知に基づき審議決定しその実施を行う。

第8条（その他）

- この規程に定めのない事項は、理事会が決定する。
- 2 第2条第5号に関して懲戒委員会が審議する事案は、最高審判委員会で処置された以外の付議事案を該当事項とする。
 - 3 役員については、定款の関係条項に基づき事後対応する。
 - 4 職員については、就業規則の懲戒条項と合わせて適用する。
 - 5 会員資格の停止又は取り消された者から再登録申請があった場合は、理事会で審査する。

附則

1. この規程は、平成18年 7月16日から施行する。
2. この規程は、平成24年12月 8日から改正施行する。

公益財団法人日本セーリング連盟
小型船舶操縦士免許乗船経歴の証明についての規程

第1条 (趣旨)

この規程は、国土交通省船舶職員法の一部を改正する法律（船舶職員法及び小型船舶操縦者法施行規則）に基づき、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）ならびに連盟に加盟する加盟団体および特別加盟団体が主催、共同主催、もしくは後援するセーリング競技会および体験乗船に参加する、連盟の会員乗船経歴を証明するための規程である。

第2条 (乗船経歴)

連盟の証する乗船経歴とは、船舶職員法及び小型船舶操縦者法施行規則第76条で定める乗船経歴であり、次のように定める。

- (1) 競技会のスタート時刻からフィニッシュ時刻までの記録により、同日内で1日とカウントする。
- (2) 時刻が24時を越える場合には、2日とカウントする。
- (3) 乗船経歴証書は、連盟の規則に則り加盟団体もしくは特別加盟団体に保存される記録を基に連盟の会長から発行される。

第3条 (競技会の条件)

乗船経歴を証するための競技会の条件は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 乗船する艇は、連盟に登録する（セール番号を所有する）艇であること。
- (2) 競技会は、連盟、連盟に加盟する加盟団体、もしくは特に認められた特別加盟団体の主催、共同主催、もしくは後援する競技会もしくは体験乗船であること。
- (3) 主催者、帆走範囲、参加者資格等を明記する競技会の実施要項ならびに帆走指示書の保管
- (4) 競技会に参加する艇及び参加者について、以下の記録を備え保管されること。
 - 1) 各艇から提出される次の項目を記載した出艇申告書ならびに、参加申込書。
船長およびクルーの氏名
全乗員の生年月日、住所、日本セーリング連盟会員番号、小型船舶操縦士免許番号
乗船船舶の名称、セール番号、船舶所有者の氏名
 - 2) 本人確認、出艇確認のために競技会直前に免許証等による確認が行われていること。
- (5) レース委員長もしくは競技事業責任者が署名するレース結果の保存
 - 1) 競技のスタート時刻が記録されていること。
 - 2) 参加艇のフィニッシュ時刻が記録されていること。
 - 3) 参加艇のスタート棄権もしくは途中棄権、等の記録がされること。
 - 4) 競技会の所定のコースが変更もしくは中止された場合でもスタートに集合された艇、帰港時刻が記録されること
- (6) 体験乗船に関する乗船記録は、競技会の記録に順ずること。
- (7) 国土交通省にレース等の年間計画を届ける必要があるため、年度毎3月31日までに、加盟団体もしくは特別加盟団体は主催する競技会もしくは体験乗船の計画書を連盟に提出すること。

第4条 (乗船経歴証明の申請)

所定の乗船経歴証明申請書に記入し、加盟団体、もしくは特別加盟団体の長の発行する記録と証明書、複数の加盟団体の証明が必要な場合にはその全てを添付の上、連盟の会長宛に証書発行希望日の3週間前に提出しなければならない。ただし、

- (1) 申請者は申請時において連盟の会員であり、希望する証明期間について継続的に会員でな

ければならない。

- (2) 希望証明期間における乗船経歴が通算30日を越える場合にのみ、証書を発行する。
- (3) 証明期間は5年を超えないこととする。
- (4) 業務内容（船長、もしくは乗員としての乗船経歴、ならびに乗船艇の名称、セール番号）を記載して申請し、通算乗船経歴は30日以上とする。
- (5) レース等の記録証明書における出航日時、入港日時は、競技会のスタート時刻、フィニッシュ時刻を持って替える事が出来る。

第5条（証明書発行の拒否）

加盟団体、もしくは特別加盟団体において、乗船経歴の記録保存等に虚偽もしくは不備が認められる場合には、審議の上、以降の申請許諾を受け付けないこととする。

付則

1. 乗船経歴を証明する連盟の会員は、会員番号が、年度を越えて継続する番号システムで登録している会員のみとする。
2. 毎会計年度 4月 1日までに、翌年度会員在籍と翌年度会員費用を遅滞なく報告、納入している加盟団体、特別加盟団体のみとする。
3. 平成15年 6月 1日現在の外洋加盟団体以外の加盟団体、特別加盟団体は、付則1. 2. の各項を満たすにいたった時点で、審査の上認可する。
4. この規程は、平成15年 6月 1日より発効する。
5. 平成24年12月 8日改訂

レース等の記録証明書 (国土交通省案の修正)

申請者の氏名				
生年月日	年	月	日	
住所及び連絡先	連絡先電話番号 ()			
免許証番号 (又は免状号)	第		号	
レース等の記録内容				
レース等の名称	業務内容 (乗船艇の名称、セール番号)	出港日時	入港日時	乗船日数
	船長・クルー (艇の名称、セール番号)			
乗船日数の合計				日

上記の内容について、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者 公益財団法人 日本セーリング連盟 会長
印

レース等の計画書（年間又は3カ月分）（国土交通省モデル案）

レース等の名称	開催日時	主催者の名称
第〇回関東地区ヨットレース	平成15年7月20日12時～ 7月21日15時までを予定 スタート：横浜市〇〇港沖 フィニッシュ：清水市〇〇港沖	

公益財団法人日本セーリング連盟
スポーツ仲裁に関する規則

公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）が自ら主催若しくは共同主催する競技会またはその運営に関して、連盟が行った決定（競技中になされる審判の判定を除く。）に対する不服の申し立ては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構が定める「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

以上

附則

1. 2012年12月 8日制定。

（制定経緯）

本規則は、平成16年7月10日に開催した財団法人日本セーリング連盟平成16年度通常第二回理事会にて決議された同内容について、連盟が公益財団法人移行時に新定款を制定したことに伴い、従来旧寄附行為の下に制定されていた下位規程等の新設、見直しを行うにあたり、規則として新設したものである。